

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の一部改正について

令和6年4月1日

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字は修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.6-7	第2章 制度の概要 第3節 「特定技能外国人受 入れ手続の流れ」 ○6つ目	<p>○ 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、当該機関に該当することを立証する資料及び書類省略に当たっての誓約書（参考様式第1-29号）を提出することで、在留諸申請に必要な書類のうち特定技能所属機関が準備する書類の提出を省略することが可能です（ただし、提出を省略した書類についても、必要に応じて地方出入国在留管理局から提出を求められた場合は提出いただく必要があることに留意願います。）。</p> <p>対象となる機関及び省略を認める書類は以下のとおりですが、詳細は、出入国在留管理庁ホームページを御参照ください。</p> <p>（対象となる機関）</p> <p>過去3年間に指導勧告書の交付を受けていない機関であって、かつ以下のいずれかに該当する機関</p> <p>① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特</p>	<p>○ 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関等については、当該機関に該当することを立証する資料及び書類省略に当たっての誓約書（参考様式第1-29号）を提出することで、在留諸申請に必要な書類のうち特定技能所属機関が準備する書類の提出を省略することが可能です（ただし、提出を省略した書類についても、必要に応じて地方出入国在留管理局から提出を求められた場合は提出いただく必要があることに留意願います。）。</p> <p>対象となる機関及び省略を認める書類は以下のとおりですが、詳細は、出入国在留管理庁ホームページを御参照ください。</p> <p>（対象となる機関）</p> <p>過去3年間に指導勧告書の交付を受けていない機関であって、かつ以下のいずれかに該当する機関</p> <p>① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特</p>

別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）

- ④ 一定の条件を満たす企業等
- ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人（新設）

（省略を認める書類）

- ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号）
- ・ 登記事項証明書
- ・ 業務執行に関与する役員の住民票の写し
- ・ 特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第1-23号）
- ・ （特定技能所属機関の）労働保険料の納付に係る資料
- ・ （特定技能所属機関の）社会保険料の納付に係る資料
- ・ （特定技能所属機関の）国税の納付に係る資料
- ・ （特定技能所属機関の）法人住民税の納付に係る資料
- ・ 特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1-4号）
- ・ 徴収費用の説明書（参考様式第1-9号）
- ・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）

別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）

- ④ 一定の条件を満たす企業等
- ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人

⑥ 出入国在留管理庁電子届出システムにおいて利用者情報登録を行い、かつ、既に特定技能外国人を受け入れている場合は電子届出システムにより届出を行っている機関

※ 当該機関に該当する場合は、書類省略に当たっての誓約書（参考様式第1-29号）のほか、出入国在留管理庁電子届出システムに関する誓約書（参考様式第1-30号）を提出してください。

（省略を認める書類）

- ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）
- ・ 登記事項証明書
- ・ 業務執行に関与する役員の住民票の写し
- ・ 特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第1-23号）
- ・ （特定技能所属機関の）労働保険料の納付に係る資料
- ・ （特定技能所属機関の）社会保険料の納付に係る資料
- ・ （特定技能所属機関の）国税の納付に係る資料
- ・ （特定技能所属機関の）法人住民税の納付に係る資料
- ・ 特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1-4号）
- ・ 徴収費用の説明書（参考様式第1-9号）

				・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）
2	P.10-11	第3章 在留資格「特定技能」 第1節 「特定技能1号」 ○5つ目	<p>【指定内容】</p> <p>出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。</p> <p>・本邦の公私の機関</p> <p>氏名又は名称 ○○○○株式会社</p> <p>住 所 ○○県○○市○○町1-1</p> <p>・特定産業分野 ○○</p> <p>（複数の分野を指定する場合）主たる分野：○○、従たる分野：○○</p> <p>-----</p> <p>（参考）</p> <p>従事する業務区分は、○○○○○とする。</p>	<p>【指定内容】</p> <p>出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。</p> <p>・本邦の公私の機関</p> <p>氏名又は名称 ○○○○株式会社</p> <p>住 所 ○○県○○市○○町1-1</p> <p>・特定産業分野 ○○</p> <p>（複数の分野を指定する場合）主たる分野：○○、従たる分野：○○</p>
3	P.11	【留意事項】 ○3つ目	（新設）	○ 在留資格変更申請中は、変更予定の就労先での就労活動は認められません。
4	P.12	第3章 第2節 「特定技能2号」 ○6つ目	<p>【指定内容】</p> <p>出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。</p> <p>・本邦の公私の機関</p> <p>氏名又は名称 ○○○○株式会社</p> <p>住 所 ○○県○○市○○町1-1</p> <p>・特定産業分野 ○○</p> <p>（複数の分野を指定する場合）主たる分野：○○、従たる分野：○○</p> <p>-----</p> <p>（参考）</p> <p>従事する業務区分は、○○○○○とする。</p>	<p>【指定内容】</p> <p>出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。</p> <p>・本邦の公私の機関</p> <p>氏名又は名称 ○○○○株式会社</p> <p>住 所 ○○県○○市○○町1-1</p> <p>・特定産業分野 ○○</p> <p>（複数の分野を指定する場合）主たる分野：○○、従たる分野：○○</p>

5	P.12	第3章 第2節 【留意事項】 ○3つ目	(新設)	○ 在留資格変更申請中は、変更予定の就労先での就労活動は認められません。
6	P.16	第4章 特定技能外国人に関する基準 第1節 「特定技能1号」 (3) 技能水準に関するもの 【留意事項】 ○5つ目 ・1つ目	・「退学・除籍留学生」(所属していた教育機関における在籍状況が良好でないことを理由とするものをいい、所定の課程を修了して卒業した者を含まない(在留資格「留学」に応じた活動を行わないで在留していたことにつき正当な理由がある場合を除く。))	・「退学・除籍留学生」(所属していた教育機関における在籍状況が良好でないことを理由とするものをいい、所定の課程を修了した者を含まない(在留資格「留学」に応じた活動を行わないで在留していたことにつき正当な理由がある場合を除く。))
7	P.17	【留意事項】 ○7つ目	○ 「技能実習2号を良好に修了している」とは、技能実習を2年10か月以上修了し、①第2号技能実習計画における目標である技能検定3級若しくはこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験に合格していること、又は、②技能検定3級及びこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験に合格していないものの、特定技能外国人が技能実習を行っていた実習実施者(旧技能実習制度における実習実施機関を含む。)が当該外国人の実習中の出勤状況や技能等の修得状況、生活態度等を記載した評価に関する書面により、技能実習2号を良好に修了したと認められることをいいます。ただし、特定技能外国人を受け入れようとする特定技能所属機関が、当該外国人を技能実習生として受け入れていた実習実施者である場合(当該外国人が技能実習2号を修了して帰国した後に、同一の実習実施者と特定技能雇用契約を締結する場合を含む。)には、過	○ 「技能実習2号を良好に修了している」とは、技能実習を2年10か月以上修了し、①第2号技能実習計画における目標である技能検定3級若しくはこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験に合格していること、又は、②技能検定3級及びこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験に合格していないものの、特定技能外国人が技能実習を行っていた実習実施者(旧技能実習制度における実習実施機関を含む。)が当該外国人の実習中の出勤状況や技能等の修得状況、生活態度等を記載した評価に関する書面により、技能実習2号を良好に修了したと認められることをいいます。ただし、特定技能外国人を受け入れようとする特定技能所属機関が、当該外国人を技能実習生として受け入れていた実習実施者である場合(当該外国人が技能実習2号を修了して帰国した後に、同一の実習実施者と特定技能雇用契約を締結する場合を含む。)には、過

			<p>去1年以内に技能実習法の「改善命令」(技能実習法施行前の旧制度における「改善指導」を含む。)を受けていない場合には、技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験の合格証明書の写し及び評価調書の提出を省略することができます。</p>	<p>去1年以内に技能実習法の「改善命令」を受けていない場合には、技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験の合格証明書の写し及び評価調書の提出を省略することができます。</p>
8	P.20	<p>(4) 日本語能力に関するもの 【留意事項】 ○4つ目</p>	<p>○ 「技能実習2号を良好に修了している」とは、技能実習を2年10か月以上修了し、①第2号技能実習計画における目標である技能検定3級若しくはこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験に合格していること、又は、②技能検定3級及びこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験に合格していないものの、特定技能外国人が技能実習を行っていた実習実施者(旧技能実習制度における実習実施機関を含む。)が当該外国人の実習中の出勤状況や技能等の修得状況、生活態度等を記載した評価に関する書面により、技能実習2号を良好に修了したと認められることをいいます。ただし、特定技能外国人を受け入れようとする特定技能所属機関が、当該外国人を技能実習生として受け入れていた実習実施者である場合(当該外国人が技能実習2号を修了して帰国した後に、同一の実習実施者と特定技能雇用契約を締結する場合を含む。)には、過去1年以内に技能実習法の「改善命令」(技能実習法施行前の旧制度における「改善指導」を含む。)を受けていない場合には、技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験の合格証明書の写し及び評価調書の提出を省略することができます。</p>	<p>○ 「技能実習2号を良好に修了している」とは、技能実習を2年10か月以上修了し、①第2号技能実習計画における目標である技能検定3級若しくはこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験に合格していること、又は、②技能検定3級及びこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験に合格していないものの、特定技能外国人が技能実習を行っていた実習実施者(旧技能実習制度における実習実施機関を含む。)が当該外国人の実習中の出勤状況や技能等の修得状況、生活態度等を記載した評価に関する書面により、技能実習2号を良好に修了したと認められることをいいます。ただし、特定技能外国人を受け入れようとする特定技能所属機関が、当該外国人を技能実習生として受け入れていた実習実施者である場合(当該外国人が技能実習2号を修了して帰国した後に、同一の実習実施者と特定技能雇用契約を締結する場合を含む。)には、過去1年以内に技能実習法の「改善命令」を受けていない場合には、技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験の合格証明書の写し及び評価調書の提出を省略することができます。</p>

9	P.23	(6) 通算在留期間に関するもの 【留意事項】 ○5つ目	(新設)	○ 「特定技能1号」での通算在留期間を把握しようとする場合においては、保有個人情報等の開示請求をしていただく必要があります。
10	P.26	(8) 費用負担の合意に関するもの ○7つ目	(新設)	○ その他名目のいかに問わず申請人が定期的に負担する費用については、特定技能所属機関等が定期的に徴収する場合、当該費用の対価として提供される利益が特定技能外国人本人に帰属するものであり、かつ、特定技能外国人がその内容を十分に理解した上で特定技能所属機関等と特定技能外国人との間で合意している合理的な額でなければなりません。
11	P.33	第2節 「特定技能2号」 (6) 費用負担の合意に関するもの ○6つ目	(新設)	○ 特定技能外国人が居住する住居に付随する家電、家具、食器などの備品のほか、火災保険、損害保険等を特定技能所属機関が定期的に徴収する場合については、当該費用の対価として提供される利益が特定技能外国人本人に帰属するものであり、かつ、特定技能外国人が当該利益の提供を受けることを十分理解していることに留意してください。 その上で、これらの徴収する費用の請求が実費の範囲内であり、備品の耐用年数や入居する特定技能外国人の人数等を勘案して算出した合理的な額であれば、特定技能外国人と特定技能所属機関の間で合意している限りにおいて、要件を満たすものとし、居住地又はその他費用に算入することができます。 その際、設置する備品が従物か付加一体物であるか、購入したものか借り上げた(レンタルした)ものか、又は自己所有物件か借上物件かのいずれかによって区別しないこととします。 なお、火災保険や損害保険等の利益が特定技能外

				<p>国人に帰属するかの判断については、被保険者や保険金の請求権者が特定技能外国人本人であることなど、保険の内容等を確認の上、当該保険費用の対価として提供される利益が特定技能外国人本人に帰属するものであることに留意してください。</p>
12	P.43	<p>第5章 特定技能所属機関に関する基準等</p> <p>第1節 特定技能雇用契約の内容の基準</p> <p>(2) 所定労働時間に関するもの</p> <p>【確認対象の書類】</p> <p><変形労働時間制で雇用する場合></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能外国人が十分に理解できる言語を併記した年間のカレンダーの写し ・ 労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能外国人が十分に理解できる言語を併記した年間のカレンダーの写し ・ 労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写し（1年単位の変形労働時間の場合）
13	P.50	<p>第2節 特定技能雇用契約の相手方の基準</p> <p>第1 適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るもの</p> <p>(1) 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定の遵守に関するもの</p> <p>【確認対象の書類】</p> <p>○ 1つ目</p>	<p>○ 労働関係法令の遵守</p> <p><労働保険の適用事業所の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 * 上記*に該当しない場合は原則として2年に1回の提出（注） <p>（初めて受入れる場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働保険料等納付証明書（未納なし証明） <p>（受入れを継続している場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 領収証書の写し（直近2年分）又は口座振替結果通知ハガキ（直近2年分） <p>* 口座振替結果通知ハガキを紛失した場合には都道府</p>	<p>○ 労働関係法令の遵守</p> <p><労働保険の適用事業所の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 * 上記*に該当しない場合は原則として2年に1回の提出（注） <p>（初めて特定技能外国人を受入れる場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働保険料等納付証明書（未納なし証明） <p>（特定技能外国人の受入れを継続している場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 領収証書の写し（直近2年分）又は口座振替結果通知ハガキ（直近2年分） <p>* 口座振替結果通知ハガキを紛失した場合には都道府</p>

			県労働局が発行する「労働保険料等口座振替結果のお知らせ」を提出してください。 (略)	県労働局が発行する「労働保険料等口座振替結果のお知らせ」を提出してください。 (略)
14	P.55	(2)非自発的離職者の発生に関するもの 【確認対象の書類】	・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号） *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 *上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出	・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号） *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 *上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出
15	P.56	(3)行方不明者の発生に関するもの 【確認対象の書類】	・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号） *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 *上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出	・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号） *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 *上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出
16	P.61	(5)実習認定の取消しを受けたことによる欠格事由 ○2つ目	○ なお、技能実習法施行前の技能実習制度において、不正行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして「不正行為」の通知を受けたものに限る。）に及んだ場合、後記（7）の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為として、当該行為の終了の日から受入れ停止期間を経過しない者は、特定技能所属機関になることはできません。	○ なお、技能実習法施行前の技能実習制度において、不正行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして「不正行為」の通知を受けたものに限る。）に及んだ場合、後記（6）の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為として、当該行為の終了の日から受入れ停止期間を経過しない者は、特定技能所属機関になることはできません。
17	P.71	(12)派遣形態による受入れに関するもの 【確認対象の書類】	・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号） *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うこ	・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号） *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うこ

		○ 派遣元（特定技能所属機関）関係 ＜分野共通の書類＞ ・ 1つ目	とが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 *上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出	とが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 *上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出
18	P.73	(14)特定技能雇用契約継続履行体制に関するもの 【確認対象の書類】 ・ 1つ目	・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号） *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 *上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出	・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号） *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 *上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出
19	P.74	【留意事項】 ○3つ目	○ 設立後最初の決算期（確定申告時期）を経ていない場合（特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号）の2欄に記載できない場合）には、当該決算期（確定申告時期）を経た直後の在留諸申請において、特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号）の提出が必要となります。	○ 設立後最初の決算期（確定申告時期）を経ていない場合（特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）の2欄に記載できない場合）には、当該決算期（確定申告時期）を経た直後の在留諸申請において、特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）の提出が必要となります。
20	P.77	第2 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るもの (1) 中長期在留者の受入れ実績等に関するもの 【確認対象の書類】	＜共通＞ ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号） *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 *上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出	＜共通＞ ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号） *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 *上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出 ＜第1号イに該当する場合＞ ・ 受け入れた中長期在留者リスト（参考様式第1-1

			<p><第1号ロに該当する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援責任者の履歴書（参考様式第1-20号） ・支援担当者の履歴書（参考様式第1-22号） <p><第1号ハに該当する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号ハに該当（同号イ又はロに掲げる者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者）することの説明書 ・上記説明書の記載内容に係る立証資料 	<p>1-2号)</p> <p><第1号ロに該当する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援責任者の履歴書（参考様式第1-20号） ・支援担当者の履歴書（参考様式第1-22号） ・生活相談業務を行った中長期在留者リスト（参考様式第1-11-3号） <p><第1号ハに該当する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号ハに該当（同号イ又はロに掲げる者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者）することの説明書 ・上記説明書の記載内容に係る立証資料
21	P.78	<p>【留意事項】</p> <p>○5つ目</p>	<p>○ 第1号イに関し、「中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った」とは、少なくとも1名以上、法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を行っており、その間、入管法、技能実習法及び労働関係法令といった、外国人の受入れ又は管理に関連する法令の規定を遵守していることをいいます。例えば、雇用する中長期在留者に対して賃金の不払がある場合や、雇用契約の不履行に関し違約金契約を締結している場合などは、入管法及び労働関係法令の規定を遵守しているとは認められません。また、特定技能所属機関が、技能実習制度における実習実施者（技能実習法施行前の旧技能実習制度における実習実施機関である場合を含む。）である場合は、技能実習法第15条に規定する「改善命令」及び旧技能実習制度における「改善指導」（旧上陸基準省令の技能実習</p>	<p>○ 第1号イに関し、「中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った」とは、少なくとも1名以上、法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を行っており、その間、入管法、技能実習法及び労働関係法令といった、外国人の受入れ又は管理に関連する法令の規定を遵守していることをいいます。例えば、雇用する中長期在留者に対して賃金の不払がある場合や、雇用契約の不履行に関し違約金契約を締結している場合などは、入管法及び労働関係法令の規定を遵守しているとは認められません。また、特定技能所属機関が、技能実習制度における実習実施者（技能実習法施行前の旧技能実習制度における実習実施機関である場合を含む。）である場合は、技能実習法第15条に規定する「改善命令」又は外国人技能実習機構から「改善勧告」を受けている場合は、技能実</p>

			1号イの基準第18号の表イからヨまでのいずれか、又は、技能実習1号口の基準第16号の表イからソまでのいずれかに該当するものに限る。)を受けている場合は、技能実習法の規定を遵守しているとは認められません。	習法の規定を遵守しているとは認められません。
22	P.81	(3)支援の実施状況に係る文書の作成等に関するもの 【留意事項】 ○ 1つ目 ④ 支援の実施に関する管理簿 vi 相談等に関する事項	vi 相談等に関する事項 ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号 ・ 相談日時 ・ 相談内容及び対応内容(面談記録、対応記録) ・ 関係行政機関への通報・相談日時及び通報・相談先の名称 ・ 実施担当者(通訳人を含む。)の氏名及び所属	vi 相談等に関する事項 ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号 ・ 相談日時 ・ 相談内容及び対応内容(面談記録、対応記録) ・ 関係行政機関への通報・相談日時及び通報・相談先の名称 ・ 実施担当者(通訳人を含む。)の氏名及び所属 * 相談記録書(参考様式第5-4号)を保存してください。
23	P.82	ix 定期的な面談に関する事項	ix 定期的な面談に関する事項 ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号 ・ 1号特定技能外国人を監督する立場にある者の氏名及び役職 ・ 面談日時 ・ 面談内容及び対応内容(面談記録、対応記録) ・ 実施担当者(通訳人を含む。)の氏名及び所属	ix 定期的な面談に関する事項 ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号 ・ 1号特定技能外国人を監督する立場にある者の氏名及び役職 ・ 面談日時 ・ 面談内容及び対応内容(面談記録、対応記録) ・ 実施担当者(通訳人を含む。)の氏名及び所属 * 定期面談報告書(参考様式第5-5号、第5-6号)を保存してください。

24	P.82	○2つ目	(新設)	<p>○ 書面に代えて電磁的記録により文書を作成し、特定技能外国人を支援する事業所に備えて置くことも認められています。この場合には、以下の方法による必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作成された電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は光ディスク等(CD-ROM等で一定の事項を確実に記録しておくことができる物)をもって調製するファイルにより保存する方法 ・ 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は光ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 <p>また、書面によらず電磁的記録により帳簿書類の備付けを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、書面を作成できるようにする必要があります。</p>
25	P.83	(4)支援の中立性に関するもの 【確認対象の書類】 ・1つ目	<p>・特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11号) *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 *上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出</p>	<p>・特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11-1号) *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 *上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出</p>
26	P.103	第7章 特定技能所属機関に関する届出 第2節 1号特定技能外国人支援計画に関する届出 別表(1号特定技能外	<p>③支援計画書に記載した支援責任者が退任した場合は届出が必要 (②に該当する場合を除く。)</p>	<p>③支援計画書に記載した支援責任者が退任した場合は届出が必要</p>

		国人支援計画の変更 関係) 項番Ⅱ 特記事項③		
27	P.103-104	項番Ⅲ 添付書類	<共通> ・登録支援機関概要書（参考様式第2-2号） ・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号） <右記①及び②の場合> ・支援責任者の就任承諾書及び誓約書（参考様式第2-3号） ・支援責任者の履歴書（参考様式第2-4号） <右記⑦の場合> ・特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号）	<共通> ・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号） <右記①及び②の場合> ・支援責任者の就任承諾書及び誓約書（参考様式第2-3号） <右記⑦の場合> ・特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）
28	P.104	項番Ⅳ 添付書類	<共通> ・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号） <右記③の場合> ・登録支援機関が支援業務の全部を実施している場合は支援担当者の履歴書（参考様式第2-6号）	<共通> ・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）
29	P.118	第7章 第7節 1号特定技能外国人支援計画の実施状況に関する届出 【留意事項】 ○6つ目	○ 定期的な面談を実施した場合は、面談の実施状況を記載した定期面談報告書（参考様式第5-5号、第5-6号）を添付し、面談の内容及び対応結果を届け出なければなりません。 なお、面談の結果、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生を知った場合は、特定技能外国人の保護を図るための措置及び関係行政機関への通報を行わなければなりません。	○ 定期的な面談を実施し、問題の有無にかかわらず、定期面談報告書（参考様式第5-5号、第5-6号）を作成して、地方出入国在留管理局・支局から求めがあった場合には、いつでも提出できるようにしておく必要があります。その上で、問題があった場合は、届出書の支援実施状況欄にその旨記載の上、定期面談報告書の写しとともに提出してください。他方で、問題がなかった場合は、届出書の支援実施状

			<p>また、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行った特定技能所属機関は、地方出入国在留管理局・支局に「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（不正行為）に係る届出書（参考様式第3－5号）」を提出する必要があります（同届出の詳細については、本要領第7章第5節を参照してください。）。</p>	<p>況欄にその旨記載し提出する必要がありますが、定期面談報告書の写しの添付は不要です。なお、面談の結果、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生を知った場合は、特定技能外国人の保護を図るための措置及び関係行政機関への通報を行わなければなりません。</p> <p>また、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行った特定技能所属機関は、地方出入国在留管理局・支局に「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（不正行為）に係る届出書（参考様式第3－5号）」を提出する必要があります（同届出の詳細については、本要領第7章第5節を参照してください。）。</p>
30	P.129	<p>第9章 登録支援機関 第1節 登録支援機関の登録申請 第3 登録拒否事由 (2)登録を取り消されたことによる拒否事由 【留意事項】</p>	<p>○ 欠格事由の対象となる役員については、法人の役員に形式上なっている者のみならず、実体上法人に対して強い支配力を有すると認められる者についても対象となります。具体的には、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他これらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者のことをいいます。</p>	<p>○ 登録拒否事由の対象となる役員については、法人の役員に形式上なっている者のみならず、実体上法人に対して強い支配力を有すると認められる者についても対象となります。具体的には、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他これらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者のことをいいます。</p>
31	P.134	<p>(6) 行方不明者の発生による拒否事由 【確認対象の書類】 ・ 2つ目</p>	<p>・ 登録支援機関概要書（参考様式第2－2号）</p>	<p>・ 登録支援機関概要書（参考様式第2－2－1号又は第2－2－2号）</p>
32	P.135	<p>(7) 支援責任者及び支援担当者が選任されていないことによる拒否事由</p>	<p>・ 登録支援機関概要書（参考様式第2－2号）</p>	<p>・ 登録支援機関概要書（参考様式第2－2－1号又は第2－2－2号）</p>

		<p>【確認対象の書類】</p> <p>・ 2つ目</p>		
33	P.137	<p>(8) 中長期在留者の適正な受入れ実績がないこと等による拒否事由</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録支援機関誓約書 (参考様式第2-1号) ・ 登録支援機関概要書 (参考様式第2-2号) <p><第3号ニに該当する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3号ニに該当 (同号イからハマまでに掲げる者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者) することの説明書 ・ 上記説明書の記載内容に係る立証資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録支援機関誓約書 (参考様式第2-1号) ・ 登録支援機関概要書 (参考様式第2-2-1号又は第2-2-2号) <p><第3号イに該当する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受け入れた中長期在留者リスト (参考様式第2-2-3号) <p><第3号ハに該当する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活相談業務を行った中長期在留者リスト (参考様式第2-2-4号) <p><第3号ニに該当する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3号ニに該当 (同号イからハマまでに掲げる者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者) することの説明書 ・ 上記説明書の記載内容に係る立証資料
34	P.138-139	<p>【留意事項】</p> <p>○2つ目</p>	<p>○ 第3号イに関し、「中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った」とは、少なくとも1名以上、法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格 (収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を行っており、その間、入管法、技能実習法及び労働関係法令といった、外国人の受入れ又は管理に関連する法令の規定を遵守していることをいいます。例えば、雇用する中長期在留者に対して賃金の不払がある場合や、雇用契約の不履行に関し違約金契約を締結している場合などは、入管法及び労働関係法令の規定を遵守しているとは認められません。また、登録支</p>	<p>○ 第3号イに関し、「中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った」とは、少なくとも1名以上、法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格 (収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を行っており、その間、入管法、技能実習法及び労働関係法令といった、外国人の受入れ又は管理に関連する法令の規定を遵守していることをいいます。例えば、雇用する中長期在留者に対して賃金の不払がある場合や、雇用契約の不履行に関し違約金契約を締結している場合などは、入管法及び労働関係法令の規定を遵守しているとは認められません。また、登</p>

			<p>援機関となろうとする者が、技能実習制度における監理団体である場合は、技能実習法第36条に規定する「改善命令」及び旧技能実習制度における「改善指導」(旧上陸基準省令の技能実習1号イの基準第18号の表イからヨまでのいずれか、又は、技能実習1号ロの基準第16号の表イからソまでのいずれかに該当するものに限る。)を受けている場合は、技能実習法の規定を遵守しているとは認められません。</p> <p>さらに、登録支援機関として、特定技能所属機関から1号特定技能外国人の支援の全部の実施の委託を受け、指導や助言等を含めた義務的な支援を適正に実施した実績については、単なる支援にとどまらず受入れ又は管理を行ったものと認められます。なお、設立されたばかりであるなど、これまでの在籍者が設立者である代表者の中長期在留者のみの形態の法人(いわゆる一人親方。個人事業主も同様)については、第三者の受入れ又は管理を適正に行った実績とは認められず、要件の充足には他に外国人労働者の雇用等をしていただく必要があります。</p>	<p>録支援機関となろうとする者が、技能実習制度における監理団体である場合は、技能実習法第36条に規定する「改善命令」又は外国人技能実習機構「改善勧告」を受けている場合は、技能実習法の規定を遵守しているとは認められません。</p> <p>さらに、登録支援機関として、特定技能所属機関から1号特定技能外国人の支援の全部の実施の委託を受け、指導や助言等を含めた義務的な支援を適正に実施した実績については、単なる支援にとどまらず受入れ又は管理を行ったものと認められます。なお、設立されたばかりであるなど、これまでの在籍者が設立者である代表者の中長期在留者のみの形態の法人(いわゆる一人親方。個人事業主も同様)については、第三者の受入れ又は管理を適正に行った実績とは認められず、要件の充足には他に外国人労働者の雇用等をしていただく必要があります。</p>
35	P.140	<p>(9) 情報提供・相談等の適切な対応体制がないことによる拒否事由</p> <p>【確認対象の書類】</p> <p>・ 2つ目</p>	<p>・ 登録支援機関概要書(参考様式第2-2号)</p>	<p>・ 登録支援機関概要書(参考様式第2-2-1号又は第2-2-2号)</p>
36	P.142	<p>(10) 支援業務実施に係る文書の作成等をしていないことによる拒否</p>	<p>vi 日本語を学習する機会の提供に関する事項</p> <p>・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号</p>	<p>vi 日本語を学習する機会の提供に関する事項</p> <p>・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号</p>

		<p>事由 【留意事項】 ○1つ目 ④ 支援の実施に関する管理簿 vi 日本語を学習する機会の提供に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施内容 ・実施方法 ・実施担当者（委託先の講師を含む。）の氏名及び役職 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施内容 ・実施方法 ・実施担当者（委託先の講師を含む。）の氏名及び役職 <p>*相談記録書（参考様式第5-4号）を保存してください。</p>
37	P.143	<p>x 定期的な面談の実施に関する管理簿</p>	<p>x 定期的な面談の実施に関する管理簿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号 ・監督者の氏名及び役職 ・面談日時 ・面談内容（法令違反行為を認知した場合の関係行政機関への通報等を含む。） ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職 	<p>x 定期的な面談の実施に関する管理簿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号 ・監督者の氏名及び役職 ・面談日時 ・面談内容（法令違反行為を認知した場合の関係行政機関への通報等を含む。） ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職 <p>*定期面談報告書（参考様式第5-5号、第5-6号）を保存してください。</p>
38	P.143	<p>○4つ目</p>	<p>（新設）</p>	<p>○ 書面に代えて電磁的記録により文書を作成し、特定技能外国人を支援する事業所に備えて置くことも認められています。この場合には、以下の方法による必要があります。なお、この場合であっても、支援状況に関し報告又は資料の提出を求められた場合は、これに応じることができるよう帳簿は適正に作成し、保存してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成された電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は光ディスク等（CD-ROM等で一定の事項を確実に記録しておくことができる物）をもって調製するファイルにより保存する方法

				<p>・書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は光ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>また、書面によらず電磁的記録により帳簿書類の備付けを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、書面を作成できるようにする必要があります。</p>
39	P.147	第2節 登録支援機関に関する届出等 第1 変更の届出別表（登録支援機関変更事項関係） 「氏名又は名称」 添付書類 <共通>	登録支援機関概要書（参考様式第2-2号）	登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第4-4号）
40	P.147	「氏名又は名称」 特記事項	<p>・支援を行う事務所の名称についても同時に変更となる場合には、届出書の変更事項欄及び登録支援機関概要書（参考様式第2-2号）に記載すること。</p> <p>・添付の登録支援機関概要書（参考様式第2-2号）には、該当する変更部分のみを記載すること。</p>	<p>・支援を行う事務所の名称についても同時に変更となる場合には、届出書の変更事項欄及び登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第4-4号）に記載すること。</p>
41	P.148	「住所」 添付書類 <共通>	登録支援機関概要書（参考様式第2-2号）	登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第4-4号）
42	P.148	「住所」 特記事項	・支援業務を行う事務所の所在地についても同時に変更となる場合には、届出書の変更事項欄及び登録支援	・支援業務を行う事務所の所在地についても同時に変更となる場合には、届出書の変更事項欄及び登録事

		・2つ目 ・3つ目	機関概要書（参考様式第2-2号）に記載すること。 ・添付の登録支援機関概要書（参考様式第2-2号）には、該当する変更部分のみを記載すること。	項変更に関する届出書別紙（参考様式第4-4号）に記載すること。
43	P.148	「代表者の氏名」 添付書類	登録支援機関概要書（参考様式第2-2号） 登記事項証明書 住民票の写し	登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第4-4号） 登記事項証明書 住民票の写し（ただし、変更後の代表者が実態として支援業務に関与していない場合は、登録支援機関の役員に関する誓約書（参考様式第2-7号）
44	P.148	「代表者の氏名」 特記事項	・添付の登録支援機関概要書（参考様式第2-2号）には、該当する変更部分のみを記載すること。	（削除）
45	P.148	「支援業務を行う事務所の所在地」 添付書類	登録支援機関概要書（参考様式第2-2号）	登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第4-4号）
46	P.148	「支援業務を行う事務所の所在地」 特記事項 ・2~4つ目	・登録支援機関の住所についても同時に変更となる場合には、届出書の変更事項欄及び登録支援機関概要書（参考様式第2-2号）に記載すること。 ・登録支援機関の名称についても同時に変更となる場合には、届出書の変更事項欄及び登録支援機関概要書（参考様式第2-2号）に記載すること。 ・添付の登録支援機関概要書（参考様式第2-2号）には、該当する変更部分のみを記載すること。	・登録支援機関の住所についても同時に変更となる場合には、届出書の変更事項欄及び登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第4-4号）に記載すること。 ・登録支援機関の名称についても同時に変更となる場合には、届出書の変更事項欄及び登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第4-4号）に記載すること。
47	P.148	「支援業務の内容及び実施方法」 特記事項	（新設）	「任意的な支援内容」を「有」から「無」又は「無」から「有」に変更する場合に届出が必要
48	P.148	「特定技能外国人からの相談に応じる体制の概要」 添付書類	登録支援機関概要書（参考様式第2-2号）	登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第4-4号）

49	P.148	「特定技能外国人からの相談に応じる体制の概要」 特記事項 ・2つ目	・添付の登録支援機関概要書（参考様式第2-2号）には、該当する変更部分のみを記載すること。	（削除）
50	P.148	第1 変更の届出 【確認対象の書類】 ・2つ目	（新設）	・登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第4-4号）
51	P.149	【留意事項】 ○1つ目 ○2つ目	○ 登録事項の変更項目が複数ある場合は、登録事項変更に関する届出書（別記第29号の16様式）の②A「変更事項」欄に「別紙のとおり」と記載し、登録事項変更に関する届出書（別記第29号の16様式別紙）（参考様式第4-4号）を添付することとして差し支えありません。 ○ 添付する登録支援機関概要書については、変更部分のみを記載し、当該変更部分に英語表記欄がある場合には、英語表記についても必ず記載してください。また、添付する登録支援機関概要書は、変更部分を含む一部のみで差し支えありません。	○ 登録事項の変更項目が複数ある場合は、登録事項変更に関する届出書（別記第29号の16様式）の②A「変更事項」欄に「別紙のとおり」と記載し、登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第4-4号）を添付することとして差し支えありません。 ○ 添付する登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第4-4号）について、変更部分に英語表記欄がある場合には、英語表記についても必ず記載してください。
52	P.152	第4 支援の実施状況に関する届出 【留意事項】 ○7つ目	○ 定期的な面談を実施した場合は、面談の実施状況を記載した定期面談報告書（参考様式第5-5号、第5-6号）を添付し、面談の内容及び対応結果を届け出なければなりません。なお、当該面談において、特定技能所属機関における不正行為を把握した場合には、労働基準監督署やその他関係機関への通報を行った上で、特定技能所属機関の責任者に対し、当該不正行為が生じている事実を通知するとともに、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（不正行為）に係る届出書（参考	○ 定期的な面談を実施し、問題の有無にかかわらず、定期面談報告書（参考様式第5-5号、第5-6号）を作成して、地方出入国在留管理局・支局から求めがあった場合には、いつでも提出できるようにしておく必要があります。その上で、問題があった場合は、届出書の支援実施状況欄にその旨記載の上、定期面談報告書の写しとともに提出してください。他方で、問題がなかった場合は、届出書の支援実施状況欄にその旨記載し提出する必要がありますが、定期面談報告書の写しの添付は不要です。な

様式第3-5号)を地方出入国在留管理局に速やかに届け出るよう連絡してください。

お、当該面談において、特定技能所属機関における不正行為を把握した場合には、労働基準監督署やその他関係機関への通報を行った上で、特定技能所属機関の責任者に対し、当該不正行為が生じている事実を通知するとともに、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為(不正行為)に係る届出書(参考様式第3-5号)を地方出入国在留管理局に速やかに届け出るよう連絡してください。

53 P.153 第9章 第3節 第1 登録の取消し ○3つ目

(新設)

○ 特定技能所属機関から委託を受けた登録支援機関が、その委託に係る支援業務を第三者に委託することは禁止されているため、法第19条の30第1項の規定に違反したもとして登録支援機関の登録取消しの対象となります(法第19条の32第1項第3号)。

54 別紙4

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
		技能水準及び評価方法等	日本選抜力水準及び評価方法等	試験形態等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等(技能実習2号等(実務経験を除く))
介護分野	【特定技能1号】 介護施設(介護者の心身の健康)並びに 介護施設(介護者の心身の健康)並びに 介護施設(介護者の心身の健康)並びに 介護施設(介護者の心身の健康)並びに 介護施設(介護者の心身の健康)並びに 介護施設(介護者の心身の健康)並びに	介護技能評価試験	介護日本選抜評価試験 又は 日本選抜力試験 (74以上)	介護	介護
		介護福祉士養成施設修了 IFA介護福祉士検定合格として在留期間満了(4 年間)	免状 免状	介護	介護
ビルクリーニング 分野	【特定技能1号】 建築物内装の清掃	ビルクリーニング評価 検定(有効1号)併設試験	国際交流協会日本選抜検定テスト 又は 日本選抜力試験(74以上)	ビルクリーニング	ビルクリーニング
					ビルクリーニング併設 検定検定2号併設試験 有効検定1号 (ビルクリーニング)

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
		技能水準及び評価方法等	日本選抜力水準及び評価方法等	試験形態等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等(技能実習2号等(実務経験を除く))
介護分野	【特定技能1号】 介護施設(介護者の心身の健康)並びに 介護施設(介護者の心身の健康)並びに 介護施設(介護者の心身の健康)並びに 介護施設(介護者の心身の健康)並びに 介護施設(介護者の心身の健康)並びに 介護施設(介護者の心身の健康)並びに	介護技能評価試験	介護日本選抜評価試験 又は 日本選抜力試験 (74以上)	介護	介護
		介護福祉士養成施設修了 IFA介護福祉士検定合格として在留期間満了(4 年間)	免状 免状	介護	介護
ビルクリーニング 分野	【特定技能1号】 建築物内装の清掃	ビルクリーニング評価 検定(有効1号)併設試験	国際交流協会日本選抜検定テスト 又は 日本選抜力試験(74以上)	ビルクリーニング	ビルクリーニング
					ビルクリーニング併設 検定検定2号併設試験 有効検定1号 (ビルクリーニング)

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験合格等による技能実習2年(業務経歴積累中)	技能水準及び評価方法等(業務経歴積累中)
農林・畜産・漁業・水産加工・製造業(食品)・建設業(土木)・建設業(建築)	【毎年度1号】 特定技能1号(労働者)を確保し、労働者の技能向上を図る。また、労働者の技能向上を図る。また、労働者の技能向上を図る。また、労働者の技能向上を図る。	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験合格等による技能実習2年(業務経歴積累中)	技能水準及び評価方法等(業務経歴積累中)
				職種	
				漁業	水産加工
				農林	食品製造業
				建設業(土木)	建設業(建築)

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験合格等による技能実習2年(業務経歴積累中)	技能水準及び評価方法等(業務経歴積累中)
農林・畜産・漁業・水産加工・製造業(食品)・建設業(土木)・建設業(建築)	【毎年度1号】 特定技能1号(労働者)を確保し、労働者の技能向上を図る。また、労働者の技能向上を図る。また、労働者の技能向上を図る。また、労働者の技能向上を図る。	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験合格等による技能実習2年(業務経歴積累中)	技能水準及び評価方法等(業務経歴積累中)
				職種	
				漁業	水産加工
				農林	食品製造業
				建設業(土木)	建設業(建築)

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験合格等による技能実習2年(業務経歴積累中)	技能水準及び評価方法等(業務経歴積累中)
農林・畜産・漁業・水産加工・製造業(食品)・建設業(土木)・建設業(建築)	【毎年度1号】 特定技能1号(労働者)を確保し、労働者の技能向上を図る。また、労働者の技能向上を図る。また、労働者の技能向上を図る。また、労働者の技能向上を図る。	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験合格等による技能実習2年(業務経歴積累中)	技能水準及び評価方法等(業務経歴積累中)
				職種	
				機械加工	機械組立
				加工	電気工事
				建築	電気設備
				電気	電気設備
				電気	電気設備

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験合格等による技能実習2年(業務経歴積累中)	技能水準及び評価方法等(業務経歴積累中)
農林・畜産・漁業・水産加工・製造業(食品)・建設業(土木)・建設業(建築)	【毎年度1号】 特定技能1号(労働者)を確保し、労働者の技能向上を図る。また、労働者の技能向上を図る。また、労働者の技能向上を図る。また、労働者の技能向上を図る。	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験合格等による技能実習2年(業務経歴積累中)	技能水準及び評価方法等(業務経歴積累中)
				職種	
				機械加工	機械組立
				加工	電気工事
				建築	電気設備
				電気	電気設備
				電気	電気設備

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		特定技能2号	
		技能水準及び評価方法等	日本送付力水準及び評価方法等	試験合格等となる技能実習2年	技能水準及び評価方法等(業務経歴を除く)
建設分野	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本送付力水準及び評価方法等	職種	作業
				カーポート取付・上り工事作業	
				内装仕上げ工事	
				ボート仕上げ工事	
				カーテン工事作業	
				塗装	壁紙作業
				サッシ取付	バルコニー取付工事
				防水施工	シーリング防水工事
				コンクリート圧入工事	コンクリート圧入工事
				取付	取付作業
取工	構造修繕工事				
塗装	塗装工事				
取付	調理器具取付				
清掃	清掃				
取付	手洗機				
取付	半自動取付				

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		特定技能2号	
		技能水準及び評価方法等	日本送付力水準及び評価方法等	試験合格等となる技能実習2年	技能水準及び評価方法等(業務経歴を除く)
建設分野	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本送付力水準及び評価方法等	職種	作業
				カーポート取付・上り工事作業	
				内装仕上げ工事	
				ボート仕上げ工事	
				カーテン工事作業	
				塗装	壁紙作業
				サッシ取付	バルコニー取付工事
				防水施工	シーリング防水工事
				コンクリート圧入工事	コンクリート圧入工事
				取付	取付作業
取工	構造修繕工事				
塗装	塗装工事				
取付	調理器具取付				
清掃	清掃				
取付	手洗機				
取付	半自動取付				

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		特定技能2号	
		技能水準及び評価方法等	日本送付力水準及び評価方法等	試験合格等となる技能実習2年	技能水準及び評価方法等(業務経歴を除く)
建設分野	特定技能外国人が従事する業務区分 【特定技能2号】 建設(建設現場監督を除く)及び、 建築(建築現場監督を除く)並びに 建設現場監督(建設現場監督を除く)の業務 に従事(上場を要)	技能水準及び評価方法等	日本送付力水準及び評価方法等	職種	作業
				建設現場監督(建設現場監督)	
				建築現場監督(建築現場監督)	
				建設現場監督(建設現場監督)	
				建築現場監督(建築現場監督)	
				建設現場監督(建設現場監督)	
				建築現場監督(建築現場監督)	
				建設現場監督(建設現場監督)	
				建築現場監督(建築現場監督)	
				建設現場監督(建設現場監督)	

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		特定技能2号	
		技能水準及び評価方法等	日本送付力水準及び評価方法等	試験合格等となる技能実習2年	技能水準及び評価方法等(業務経歴を除く)
建設分野	特定技能外国人が従事する業務区分 【特定技能2号】 建設(建設現場監督を除く)及び、 建築(建築現場監督を除く)並びに 建設現場監督(建設現場監督を除く)の業務 に従事(上場を要)	技能水準及び評価方法等	日本送付力水準及び評価方法等	職種	作業
				建設現場監督(建設現場監督)	
				建築現場監督(建築現場監督)	
				建設現場監督(建設現場監督)	
				建築現場監督(建築現場監督)	
				建設現場監督(建設現場監督)	
				建築現場監督(建築現場監督)	
				建設現場監督(建設現場監督)	
				建築現場監督(建築現場監督)	
				建設現場監督(建設現場監督)	

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号) 特定技能内職人が従事する業務区分	特定技能1号		特定技能2号	
		技能水準及び評価方法等	日本認知力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能分野等	職種
建設分野	【特定技能1号】 建設現場の管理・監督、 設計・図面作成、測量、 土木工事の監督、 土木工事の現場作業、 測量、 測量又は測量に係る作業(測量) 【特定技能2号】 建設現場の管理・監督、 設計・図面作成、測量、 土木工事の監督、 土木工事の現場作業、 測量、 測量又は測量に係る作業(測量)	建設(特定技能1号)評価試験(ソフトウェア)試験 建設(特定技能2号)評価試験(ソフトウェア)試験 建設(特定技能1号)評価試験(測量)試験 建設(特定技能2号)評価試験(測量)試験 建設(特定技能1号)評価試験(測量)試験 建設(特定技能2号)評価試験(測量)試験	国際交流基金日本国奨学金システム 又は 日本技能力試験(N4以上)	建築検査	内務検査作業
					土木建築関係 建築工
造船・船用工業分野	【特定技能1号】 造船・船用工業関係の管理・監督、 設計・図面作成、 造船・船用工業関係の現場作業、 造船・船用工業関係の現場作業(造船) 【特定技能2号】 造船・船用工業関係の管理・監督、 設計・図面作成、 造船・船用工業関係の現場作業、 造船・船用工業関係の現場作業(造船)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (造船)	国際交流基金日本国奨学金システム 又は 日本技能力試験(N4以上)	造船	手造船
					手造船 半自動操縦

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号) 特定技能内職人が従事する業務区分	特定技能1号		特定技能2号	
		技能水準及び評価方法等	日本認知力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能分野等	職種
建設分野	【特定技能1号】 建設現場の管理・監督、 設計・図面作成、測量、 土木工事の監督、 土木工事の現場作業、 測量、 測量又は測量に係る作業(測量) 【特定技能2号】 建設現場の管理・監督、 設計・図面作成、測量、 土木工事の監督、 土木工事の現場作業、 測量、 測量又は測量に係る作業(測量)	建設(特定技能1号)評価試験(ソフトウェア)試験 建設(特定技能2号)評価試験(ソフトウェア)試験 建設(特定技能1号)評価試験(測量)試験 建設(特定技能2号)評価試験(測量)試験 建設(特定技能1号)評価試験(測量)試験 建設(特定技能2号)評価試験(測量)試験	国際交流基金日本国奨学金システム 又は 日本技能力試験(N4以上)	建築検査	内務検査作業
					土木建築関係 建築工
造船・船用工業分野	【特定技能1号】 造船・船用工業関係の管理・監督、 設計・図面作成、 造船・船用工業関係の現場作業、 造船・船用工業関係の現場作業(造船) 【特定技能2号】 造船・船用工業関係の管理・監督、 設計・図面作成、 造船・船用工業関係の現場作業、 造船・船用工業関係の現場作業(造船)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (造船)	国際交流基金日本国奨学金システム 又は 日本技能力試験(N4以上)	造船	手造船
					手造船 半自動操縦

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号) 特定技能内職人が従事する業務区分	特定技能1号		特定技能2号	
		技能水準及び評価方法等	日本認知力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能分野等	職種
造船・船用工業分野	【特定技能1号】 造船・船用工業関係の管理・監督、 設計・図面作成、 造船・船用工業関係の現場作業、 造船・船用工業関係の現場作業(造船) 【特定技能2号】 造船・船用工業関係の管理・監督、 設計・図面作成、 造船・船用工業関係の現場作業、 造船・船用工業関係の現場作業(造船)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (造船)	国際交流基金日本国奨学金システム 又は 日本技能力試験(N4以上)	造船	金網塗装
					金網塗装
造船・船用工業分野	【特定技能1号】 造船・船用工業関係の管理・監督、 設計・図面作成、 造船・船用工業関係の現場作業、 造船・船用工業関係の現場作業(造船) 【特定技能2号】 造船・船用工業関係の管理・監督、 設計・図面作成、 造船・船用工業関係の現場作業、 造船・船用工業関係の現場作業(造船)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (造船)	国際交流基金日本国奨学金システム 又は 日本技能力試験(N4以上)	船工	構造物組立
					構造物組立
造船・船用工業分野	【特定技能1号】 造船・船用工業関係の管理・監督、 設計・図面作成、 造船・船用工業関係の現場作業、 造船・船用工業関係の現場作業(造船) 【特定技能2号】 造船・船用工業関係の管理・監督、 設計・図面作成、 造船・船用工業関係の現場作業、 造船・船用工業関係の現場作業(造船)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (船上)	国際交流基金日本国奨学金システム 又は 日本技能力試験(N4以上)	船上昇り上げ	船上昇り上げ
					船上昇り上げ
造船・船用工業分野	【特定技能1号】 造船・船用工業関係の管理・監督、 設計・図面作成、 造船・船用工業関係の現場作業、 造船・船用工業関係の現場作業(造船) 【特定技能2号】 造船・船用工業関係の管理・監督、 設計・図面作成、 造船・船用工業関係の現場作業、 造船・船用工業関係の現場作業(造船)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (船上)	国際交流基金日本国奨学金システム 又は 日本技能力試験(N4以上)	船工	構造物組立
					構造物組立

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号) 特定技能内職人が従事する業務区分	特定技能1号		特定技能2号	
		技能水準及び評価方法等	日本産能力水準及び評価方法等	試験合格等と互換性のある試験科目等 職種	技能水準及び評価方法等 (技能検定等を含む)
造船・船舶工業 分野	<p>【特定技能1号】 船舶製造(造船)の作業(船体、甲板、内装等の製作)及び船舶修繕(修理)の作業(船体、甲板、内装等の修理)の作業。メンテナンス作業(メンテナンス)の作業。</p> <p>【特定技能2号】 船舶製造(造船)の作業(船体、甲板、内装等の製作)及び船舶修繕(修理)の作業(船体、甲板、内装等の修理)の作業。メンテナンス作業(メンテナンス)の作業。</p>	造船・船舶工業分野 特定技能1号職種 (機械加工)	国際交流基金日本語基礎クラス 又は 日本語能力試験(N4以上)	船体加工 溶接	船舶製造(造船) 船舶修繕(修理) メンテナンス作業
		造船・船舶工業分野 特定技能2号職種 (機械加工)	国際交流基金日本語基礎クラス 又は 日本語能力試験(N4以上)	造船機械組立て 溶接機械組立て 電気機械組立て 船舶修繕(修理)組 立て 船舶修繕(修理)組 立て	船舶製造(造船) 船舶修繕(修理) メンテナンス作業
		造船・船舶工業分野 特定技能2号職種 (電気機械組立て)	国際交流基金日本語基礎クラス 又は 日本語能力試験(N4以上)	船舶修繕(修理)組 立て 船舶修繕(修理)組 立て	船舶製造(造船) 船舶修繕(修理) メンテナンス作業

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号) 特定技能内職人が従事する業務区分	特定技能1号		特定技能2号	
		技能水準及び評価方法等	日本産能力水準及び評価方法等	試験合格等と互換性のある試験科目等 職種	技能水準及び評価方法等 (技能検定等を含む)
造船・船舶工業 分野	<p>【特定技能1号】 船舶製造(造船)の作業(船体、甲板、内装等の製作)及び船舶修繕(修理)の作業(船体、甲板、内装等の修理)の作業。メンテナンス作業(メンテナンス)の作業。</p> <p>【特定技能2号】 船舶製造(造船)の作業(船体、甲板、内装等の製作)及び船舶修繕(修理)の作業(船体、甲板、内装等の修理)の作業。メンテナンス作業(メンテナンス)の作業。</p>	造船・船舶工業分野 特定技能1号職種 (造船)	国際交流基金日本語基礎クラス 又は 日本語産能力試験(N4以上)	造船 溶接	船舶製造(造船) 船舶修繕(修理) メンテナンス作業
		造船・船舶工業分野 特定技能2号職種 (造船)	国際交流基金日本語基礎クラス 又は 日本語産能力試験(N4以上)	造船機械組立て 溶接機械組立て 電気機械組立て 船舶修繕(修理)組 立て 船舶修繕(修理)組 立て	船舶製造(造船) 船舶修繕(修理) メンテナンス作業
		造船・船舶工業分野 特定技能2号職種 (電気機械組立て)	国際交流基金日本語基礎クラス 又は 日本語産能力試験(N4以上)	船舶修繕(修理)組 立て 船舶修繕(修理)組 立て	船舶製造(造船) 船舶修繕(修理) メンテナンス作業

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号) 特定技能内職人が従事する業務区分	特定技能1号		特定技能2号	
		技能水準及び評価方法等	日本産能力水準及び評価方法等	試験合格等と互換性のある試験科目等 職種	技能水準及び評価方法等 (技能検定等を含む)
自動車整備業 分野	<p>【特定技能1号】 自動車整備(自動車修理)の作業(エンジン、ブレーキ、サスペンション等の修理)の作業。特定整備(特定整備)の作業(エンジン、ブレーキ、サスペンション等の修理)の作業。</p> <p>【特定技能2号】 自動車整備(自動車修理)の作業(エンジン、ブレーキ、サスペンション等の修理)の作業。特定整備(特定整備)の作業(エンジン、ブレーキ、サスペンション等の修理)の作業。</p>	自動車整備分野特定技能1号職種 (自動車整備)	国際交流基金日本語基礎クラス 又は 日本語能力試験(N4以上)	自動車整備 自動車整備	自動車整備(自動車修理) 特定整備(特定整備)
		自動車整備分野特定技能2号職種 (自動車整備)	国際交流基金日本語基礎クラス 又は 日本語能力試験(N4以上)	自動車整備 自動車整備	自動車整備(自動車修理) 特定整備(特定整備)

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号) 特定技能内職人が従事する業務区分	特定技能1号		特定技能2号	
		技能水準及び評価方法等	日本産能力水準及び評価方法等	試験合格等と互換性のある試験科目等 職種	技能水準及び評価方法等 (技能検定等を含む)
造船・船舶工業 分野	<p>【特定技能1号】 船舶製造(造船)の作業(船体、甲板、内装等の製作)及び船舶修繕(修理)の作業(船体、甲板、内装等の修理)の作業。メンテナンス作業(メンテナンス)の作業。</p> <p>【特定技能2号】 船舶製造(造船)の作業(船体、甲板、内装等の製作)及び船舶修繕(修理)の作業(船体、甲板、内装等の修理)の作業。メンテナンス作業(メンテナンス)の作業。</p>	造船・船舶工業分野特定技能1号職種 (造船)	国際交流基金日本語基礎クラス 又は 日本語産能力試験(N4以上)	造船 溶接	船舶製造(造船) 船舶修繕(修理) メンテナンス作業
		造船・船舶工業分野特定技能2号職種 (造船)	国際交流基金日本語基礎クラス 又は 日本語産能力試験(N4以上)	造船機械組立て 溶接機械組立て 電気機械組立て 船舶修繕(修理)組 立て 船舶修繕(修理)組 立て	船舶製造(造船) 船舶修繕(修理) メンテナンス作業

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号		特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本国内力水準及び評価方法等	試験内容等と心身検査項目等	職種	作業
航空	【特定技能1号】 航空機整備 (整備・整備補助(整備業務))	航空分野特定技能1号評価試験 (航空機整備)	国際交流基金日本語能力試験 国際交流基金日本語能力試験 又は 日本語能力試験(N4以上)	聴覚	機師	航空機整備及び評価方法等 (業務経験も参照。)
	【特定技能2号】 航空機整備 (航空機整備以外の整備・整備補助 の業務) (航空機整備業務等)	航空分野特定技能2号評価試験 (航空機整備)	国際交流基金日本語能力試験 国際交流基金日本語能力試験 又は 日本語能力試験(N4以上)	聴覚	機師	航空機整備及び評価方法等 (業務経験も参照。)

46

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号		特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本国内力水準及び評価方法等	試験内容等と心身検査項目等	職種	作業
航空分野	【特定技能1号】 航空機整備 (整備・整備補助(整備業務))	航空分野特定技能1号評価試験 (航空機整備)	国際交流基金日本語能力試験 国際交流基金日本語能力試験 又は 日本語能力試験(N4以上)	聴覚	機師	航空機整備及び評価方法等 (業務経験も参照。)
	【特定技能2号】 航空機整備 (航空機整備以外の整備・整備補助 の業務) (航空機整備業務等)	航空分野特定技能2号評価試験 (航空機整備)	国際交流基金日本語能力試験 国際交流基金日本語能力試験 又は 日本語能力試験(N4以上)	聴覚	機師	航空機整備及び評価方法等 (業務経験も参照。)

47

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号		特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本国内力水準及び評価方法等	試験内容等と心身検査項目等	職種	作業
造船・船舶工業 分野	【特定技能1号】 船舶修繕 (船舶修繕(船舶修繕業務))	船舶修繕及び評価方法等	国際交流基金日本語能力試験 国際交流基金日本語能力試験 又は 日本語能力試験(N4以上)	聴覚	船員	船舶修繕及び評価方法等 (業務経験も参照。)
	【特定技能2号】 船舶修繕 (船舶修繕以外の船舶修繕業務等)	船舶修繕及び評価方法等	国際交流基金日本語能力試験 国際交流基金日本語能力試験 又は 日本語能力試験(N4以上)	聴覚	船員	船舶修繕及び評価方法等 (業務経験も参照。)

48

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号		特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本国内力水準及び評価方法等	試験内容等と心身検査項目等	職種	作業
造船・船舶工業 分野	【特定技能1号】 船舶修繕 (船舶修繕(船舶修繕業務))	船舶修繕及び評価方法等	国際交流基金日本語能力試験 国際交流基金日本語能力試験 又は 日本語能力試験(N4以上)	聴覚	船員	船舶修繕及び評価方法等 (業務経験も参照。)
	【特定技能2号】 船舶修繕 (船舶修繕以外の船舶修繕業務等)	船舶修繕及び評価方法等	国際交流基金日本語能力試験 国際交流基金日本語能力試験 又は 日本語能力試験(N4以上)	聴覚	船員	船舶修繕及び評価方法等 (業務経験も参照。)

49

＜別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号		特定技能2号	
	特定技能1号人が従事する業務区分	技術水準及び評価方法等	日本産科力水準及び評価方法等	試験合格等となる技能実習2号の職種	職種	作業
農業分野	【特定技能1号】 特許付与が可能な農産物の生産・加工・加工物の製造・包装・貯蔵・運搬・販売・流通・加工物の製造・包装・貯蔵・運搬・販売・流通・加工物の製造・包装・貯蔵・運搬・販売・流通	1号農業技能実習試験(農業)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	農産物の生産・加工・加工物の製造・包装・貯蔵・運搬・販売・流通	農産物の生産・加工・加工物の製造・包装・貯蔵・運搬・販売・流通	1号農業技能実習試験(農業)
	【特定技能2号】 特許付与が可能な農産物の生産・加工・加工物の製造・包装・貯蔵・運搬・販売・流通・加工物の製造・包装・貯蔵・運搬・販売・流通	農業技能実習試験(農業)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	農産物の生産・加工・加工物の製造・包装・貯蔵・運搬・販売・流通	農産物の生産・加工・加工物の製造・包装・貯蔵・運搬・販売・流通	2号農業技能実習試験(農業)
	【特定技能2号】 特許付与が可能な農産物の生産・加工・加工物の製造・包装・貯蔵・運搬・販売・流通・加工物の製造・包装・貯蔵・運搬・販売・流通	農業技能実習試験(農業)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	農産物の生産・加工・加工物の製造・包装・貯蔵・運搬・販売・流通	農産物の生産・加工・加工物の製造・包装・貯蔵・運搬・販売・流通	2号農業技能実習試験(農業)

＜別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号		特定技能2号	
	特定技能1号人が従事する業務区分	技術水準及び評価方法等	日本産科力水準及び評価方法等	試験合格等となる技能実習2号の職種	職種	作業
製造品目製造業分野	【特定技能1号】 製造品目製造業(製造品目・加工品製造・加工物の製造・包装・貯蔵・運搬・販売・流通)	製造品目製造業特定技能1号 技能実習試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	加工品製造	加工品製造	製造品目製造業
				食品製造業	食品製造業	
				繊維製造業	繊維製造業	
				金属製品製造業	金属製品製造業	
				窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品製造業	
				化学工業製品製造業	化学工業製品製造業	
				電気機械器具製造業	電気機械器具製造業	
				電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業	
				輸送機器製造業	輸送機器製造業	
				その他の製造業	その他の製造業	

＜別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号		特定技能2号	
	特定技能1号人が従事する業務区分	技術水準及び評価方法等	日本産科力水準及び評価方法等	試験合格等となる技能実習2号の職種	職種	作業
造船・船舶工業分野	【特定技能2号】 船舶(造船)製造業(造船・修繕)の製造・加工・加工物の製造・包装・貯蔵・運搬・販売・流通	造船・船舶工業特定技能1号 技能実習試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	造船(造船)	造船(造船)	造船・船舶工業特定技能1号 技能実習試験
				船舶修繕	船舶修繕	
				船舶加工	船舶加工	
				船舶塗装	船舶塗装	
				船舶電気	船舶電気	
				船舶機械	船舶機械	
				船舶材料	船舶材料	
				船舶設備	船舶設備	
				船舶部品	船舶部品	
				船舶関連	船舶関連	

＜別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号		特定技能2号	
	特定技能1号人が従事する業務区分	技術水準及び評価方法等	日本産科力水準及び評価方法等	試験合格等となる技能実習2号の職種	職種	作業
造船・船舶工業分野	【特定技能2号】 船舶(造船)製造業(造船・修繕)の製造・加工・加工物の製造・包装・貯蔵・運搬・販売・流通	造船・船舶工業特定技能1号 技能実習試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	造船(造船)	造船(造船)	造船・船舶工業特定技能1号 技能実習試験
				船舶修繕	船舶修繕	
				船舶加工	船舶加工	
				船舶塗装	船舶塗装	
				船舶電気	船舶電気	
				船舶機械	船舶機械	
				船舶材料	船舶材料	
				船舶設備	船舶設備	
				船舶部品	船舶部品	
				船舶関連	船舶関連	

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号:2号)	特定技能1号		特定技能2号	
		技能水準及び評価方法等	日本産動力水準及び評価方法等	試験合格等による技能実習2号	技能水準及び評価方法等 (実務経験等別)
飲食料品製造業分野	【特定技能1号】 特定技能外国人が従事する業務区分 【特定技能2号】 特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本産動力水準及び評価方法等	試験合格等による技能実習2号	技能水準及び評価方法等 (実務経験等別)
				職種	
外貨業分野	【特定技能1号】 外貨業特定技能1号技能認定試験 【特定技能2号】 外貨業特定技能2号技能認定試験	技能水準及び評価方法等	日本産動力水準及び評価方法等	試験合格等による技能実習2号	技能水準及び評価方法等 (実務経験等別)
				職種	

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号:2号)	特定技能1号		特定技能2号	
		技能水準及び評価方法等	日本産動力水準及び評価方法等	試験合格等による技能実習2号	技能水準及び評価方法等 (実務経験等別)
自動車製造業分野	【特定技能1号】 特定技能外国人が従事する業務区分 【特定技能2号】 特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本産動力水準及び評価方法等	試験合格等による技能実習2号	技能水準及び評価方法等 (実務経験等別)
				職種	
航空	【特定技能1号】 航空機整備(航空機整備、機体、塗装等)の業務 【特定技能2号】 航空機整備(航空機整備、機体、塗装等)の業務	技能水準及び評価方法等	日本産動力水準及び評価方法等	試験合格等による技能実習2号	技能水準及び評価方法等 (実務経験等別)
				職種	

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号:2号)	特定技能1号		特定技能2号	
		技能水準及び評価方法等	日本産動力水準及び評価方法等	試験合格等による技能実習2号	技能水準及び評価方法等 (実務経験等別)
航空	【特定技能1号】 航空機整備(航空機整備、機体、塗装等)の業務 【特定技能2号】 航空機整備(航空機整備、機体、塗装等)の業務	技能水準及び評価方法等	日本産動力水準及び評価方法等	試験合格等による技能実習2号	技能水準及び評価方法等 (実務経験等別)
				職種	

申込事業分野	共通(特定技能1号・2号) 特定技能外国人人材収容率を業種区分	技能水準及び評価方法等	特定技能1号		特定技能2号	
			日本語能力水準及び評価方法等	試験合格者比率(技能実習2号)	試験合格者比率(技能実習2号)	技能水準及び評価方法等 (実務経験等含む)
製造分野	【特定技能1号】 【特定技能2号】	【特定技能1号】 【特定技能2号】	国際交流基金日本語基礎テスト 2級 日本語能力試験(N4以上)	製造	接客・衛生管理	/
農業分野	【特定技能1号】 【特定技能2号】	【特定技能1号】 【特定技能2号】	国際交流基金日本語基礎テスト 2級 日本語能力試験(N4以上)	解雇困難	作物管理	2号農業技能実習試験 (言語実用)

申込事業分野	共通(特定技能1号・2号) 特定技能外国人人材収容率を業種区分	技能水準及び評価方法等	特定技能1号		特定技能2号	
			日本語能力水準及び評価方法等	試験合格者比率(技能実習2号)	試験合格者比率(技能実習2号)	技能水準及び評価方法等 (実務経験等含む)
製造分野	【特定技能1号】 【特定技能2号】	【特定技能1号】 【特定技能2号】	国際交流基金日本語基礎テスト 2級 日本語能力試験(N4以上)	高度農業	作物管理	2号農業技能実習試験(農業) 日本語能力試験(N3以上)
農業分野	【特定技能1号】 【特定技能2号】	【特定技能1号】 【特定技能2号】	国際交流基金日本語基礎テスト 2級 日本語能力試験(N4以上)	高度農業	作物管理	2号農業技能実習試験(農業) 日本語能力試験(N3以上)

参考様式第1-6号

雇 用 条 件 書

____年 ____月 ____日

____ 様

〒 _____ 所在地 _____
 _____ 電話番号 _____
 _____ 代表者 氏名 _____ 印

I. 雇用契約期間
 1. 雇用契約期間
 (____年 ____月 ____日 ~ ____年 ____月 ____日) 入用予定日 ____年 ____月 ____日
 2. 契約の更新の有無
 更新なしとする 更新する場合があります 契約の更新はしない
※ 上記契約の更新の有無は「更新する場合があります」とした場合の更新の回数等以下のとおりとする。
 更新期間終了時の更新料 更新料の徴収方法 他定 更新料の徴収を怠行する恐れ
 更新の経緯状況 更新しない理由等の経緯状況 その他 ()

II. 就業の場所
 直営雇用 (以下に記入) 派遣雇用 (派遣「就業条件提示書」に記入)
 事業所名 _____
 所在地 _____
 連絡先 _____

III. 就業すべき業務の内容
 1. 分 割 ()
 2. 業務区分 ()

IV. 労働時間等
 1. 就業・就業の時刻等
 (1) 始業 (時 分) 終業 (時 分) (1日の所定労働時間数 時間 分)
 (2) 【次の就業の労働者に適用される場合】
 変形労働時間制 () 年次の変形労働時間制
※ 1年単位の変形労働時間制を採用している場合には、乙が1日の標準である所要を平均した年間のカレンダーの平均し及の労働基準法第84条第1項の労働時間標準額に相当する標準労働時間を定めることとする。
 交代制として、次の勤務時間の組合せによる。
 始業 (時 分) 終業 (時 分) 出勤日 _____、1日の所定労働時間 時間 分
 始業 (時 分) 終業 (時 分) 出勤日 _____、11日の所定労働時間 時間 分
 始業 (時 分) 終業 (時 分) 出勤日 _____、11日の所定労働時間 時間 分
 2. 休憩時間 (分)
 3. 所定労働時間外 (注) (時間 分) 2月 (時間 分) 3月 (時間 分)
 4. 所定労働日数 (注) (日) 2月 (日) 3月 (日)
 5. 所定労働外労働の有無 有 無
 出張先、就業時間 第 ____期 第 ____期 第 ____期 第 ____期 第 ____期 第 ____期

V. 特約
 1. 定休日: 毎週 ____曜日、日本が祝日の場合、その他 () (労働日数標準日数 日)

参考様式第1-6号

雇 用 条 件 書

____年 ____月 ____日

____ 様

〒 _____ 所在地 _____
 _____ 電話番号 _____
 _____ 代表者 氏名 _____ 印

I. 雇用契約期間
 1. 雇用契約期間
 (____年 ____月 ____日 ~ ____年 ____月 ____日) 入用予定日 ____年 ____月 ____日
 2. 契約の更新の有無
 自動的に更新する 更新する場合があります 契約の更新はしない
※ 上記契約の更新の有無は「更新する場合があります」とした場合の更新の回数等以下のとおりとする。
 更新期間終了時の更新料 更新料の徴収方法 他定 更新料の徴収を怠行する恐れ
 更新の経緯状況 更新しない理由等の経緯状況 その他 ()

3. 更新上限の有無 (無・有 (更新 回まで/更新回数(上限) 年まで))
【労働契約法に定める同一労働同一賃金の観点から年を越える右期間更新の制限の適用】
 本契約更新中に会社に対して期間の定めのない労働契約 (期間更新契約) の締結の申込みをすることにより、本契約更新の申込みの日 (____年 ____月 ____日) から、無償無期労働契約の締結を拒絶することができる。この場合の労働契約からの労働条件の変更の有無 (無・有 (当該更新の回数))

II. 就業の場所
 直営雇用 (以下に記入) 派遣雇用 (派遣「就業条件提示書」に記入)
 (個人) 直営 () (派遣) 直営 () 就業の可成りなし (就業ある場合は以下に記入)
 事業所名 _____ 事業所名 _____
 所在地 _____ 所在地 _____
 連絡先 _____ 連絡先 _____

III. 就業すべき業務の内容
 (個人) 直営 () (派遣) 直営 () 就業の可成りなし (就業ある場合は以下に記入)
 1. 分 割 () 1. 分 割 ()
 2. 業務区分 () 2. 業務区分 ()

IV. 労働時間等
 1. 就業・就業の時刻等
 (1) 始業 (時 分) 終業 (時 分) (1日の所定労働時間数 時間 分)
 (2) 【次の就業の労働者に適用される場合】
 変形労働時間制 () 年次の変形労働時間制
※ 1年単位の変形労働時間制を採用している場合には、乙が1日の標準である所要を平均した年間のカレンダーの平均し及の労働基準法第84条第1項の労働時間標準額に相当する標準労働時間を定めることとする。
 交代制として、次の勤務時間の組合せによる。
 始業 (時 分) 終業 (時 分) 出勤日 _____、1日の所定労働時間 時間 分
 始業 (時 分) 終業 (時 分) 出勤日 _____、11日の所定労働時間 時間 分
 始業 (時 分) 終業 (時 分) 出勤日 _____、11日の所定労働時間 時間 分

2. 有定期日：選・月当たり H. その他 ()
 詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条

V. 休暇
 1. 年次有給休暇 6か月を超えなかった場合は、日
 継続勤務6か月未満の年次有給休暇 有 無 → 6か月経過で 日
 2. その他の休暇 有給 () 無給 ()
 3. 特別休暇 乙が特別休暇を希望した場合は、1条1及び2の範囲内で必要な休暇を取得させることとする。
 詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条

Ⅵ. 賃金
 1. 基本賃金 月給 () 月給 () 日給 ()
 労務課は労務課のとおり
 2. 手当等 (特別労働給付金以外を除く)
 () 千円、 () 千円、 () 千円
 労務課は労務課のとおり
 3. 所定外労働、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金
 (1) 所定外労働 法定外労働時間以内 () %
 法定外労働時間 () %
 所定外 () %
 (2) 休日 法定休日 () %、 法定外休日 () %
 (3) 深夜 () %
 4. 賞与支給日 毎月 日、 毎月 日
 5. 賞与支給日 毎月 日、 毎月 日
 6. 賞与支給方法 口座振込 通貨債
 7. 労務課に基づく賞与支給時の形態 無 有
 労務課は労務課のとおり
 8. 昇給 有 (時期、金額等)、 無
 9. 降格 有 (時期、金額等)、 無
 10. 退職金 有 (時期、金額等)、 無
 11. 休業手当 有 (率)

Ⅶ. 退職に関する事項
 1. 自己都合退職の手続 (退職する____日前に社長・工場長に届け出る)
 2. 解雇の事由及び手続
 解雇は、今を待たない理由がある場合に限り少なくとも7日前に予告をする。又は30日以上の予告賃金を支払って解雇する。労務課は外国人の賃金に相当する事由に基づいて解雇する場合に、労務課長が解雇の決定を受けることにより予告金や退職金の支払も行われなければならないこともある。
 詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条

Ⅷ. その他
 1. 社会保険の加入状況・労働保険の加入状況 厚生年金、 健康保険、 雇用保険、 労災保険、
 国民年金、 国民健康保険、 その他 ()
 2. 雇入れ時の健康診断 年 月 (その他 ごとに実施)
 3. 雇入れ時の健康診断 年 月 (その他 ごとに実施)
 4. 本契約終了後に乙が負担するに当たり、乙が健康診断を自費することができないときは、甲が健康診断を自費するとともに、健康診断結果に必要に応じて必要な措置を講ずることとする。

受取人 (署名)

2. 休業時間 (分)
 3. 所定労働時間 ① 時 (分) ② 時 (分) ③ 時 (分)
 4. 所定労働日数 ① 日 (日) ② 日 (日) ③ 日 (日)
 5. 所定時間外労働の有無 有 無
 詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条

V. 休日
 1. 有定期日：無給 曜日、日本のお盆の祝日、その他 () (年間休日数 日)
 2. 有定期日：選・月当たり H. その他 ()
 詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条

Ⅵ. 休暇
 1. 年次有給休暇 6か月を超えなかった場合は、日
 継続勤務6か月未満の年次有給休暇 有 無 → 6か月経過で 日
 2. その他の休暇 有給 () 無給 ()
 3. 特別休暇 乙が特別休暇を希望した場合は、1条1及び2の範囲内で必要な休暇を取得させることとする。
 詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条

Ⅶ. 賃金
 1. 基本賃金 月給 () 月給 () 日給 ()
 労務課は労務課のとおり
 2. 手当等 (特別労働給付金以外を除く)
 () 千円、 () 千円、 () 千円
 労務課は労務課のとおり
 3. 所定外労働、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金
 (1) 所定外労働 法定外労働時間以内 () %
 法定外労働時間 () %
 所定外 () %
 (2) 休日 法定休日 () %、 法定外休日 () %
 (3) 深夜 () %
 4. 賞与支給日 毎月 日、 毎月 日
 5. 賞与支給日 毎月 日、 毎月 日
 6. 賞与支給方法 口座振込 通貨債
 7. 労務課に基づく賞与支給時の形態 無 有
 労務課は労務課のとおり
 8. 昇給 有 (時期、金額等)、 無
 9. 降格 有 (時期、金額等)、 無
 10. 退職金 有 (時期、金額等)、 無
 11. 休業手当 有 (率)

Ⅷ. 退職に関する事項
 1. 自己都合退職の手続 (退職する____日前に社長・工場長に届け出る)
 2. 解雇の事由及び手続
 解雇は、今を待たない理由がある場合に限り少なくとも7日前に予告をする。又は30日以上の予告賃金を支払って解雇する。労務課は外国人の賃金に相当する事由に基づいて解雇する場合に、労務課長が解雇の決定を受けることにより予告金や退職金の支払も行われなければならないこともある。
 詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条

Ⅸ. その他
 1. 社会保険の加入状況・労働保険の加入状況 厚生年金、 健康保険、 雇用保険、 労災保険、
 国民年金、 国民健康保険、 その他 ()
 2. 雇入れ時の健康診断 年 月 (その他 ごとに実施)
 3. 雇入れ時の健康診断 年 月 (その他 ごとに実施)
 4. 雇用契約の更新等に関する事項に付する事項 ()
 更新外 労務課長 ()
 5. 本契約終了後に乙が負担するに当たり、乙が健康診断を自費することができないときは、甲が健康診断を自費するとともに、健康診断結果に必要に応じて必要な措置を講ずることとする。

受取人 (署名)

以上のほか、労務課長による、就業規則を確認できる方法 ()

参考様式第1-6号 別紙

賃金の支払

1. 基本賃金

月給 (円) 日給 (円) 時間給 (円)

※月給・日給の場合の1時間当たりの金額 (円)

※日給・時間給の場合の1か月当たりの金額 (円)

2. 諸手当の額及び計算方法 (時間外労働の割増賃金は除く。)

(a) (手当 円/計算方法:)

(b) (手当 円/計算方法:)

(c) (手当 円/計算方法:)

(d) (手当 円/計算方法:)

3. 1か月当たりの支払概算額 (1+2) 約 円 (合計)

4. 賃金支払時に控除する項目

(a) 税金 (約 円)

(b) 社会保険料 (約 円)

(c) 雇用保険料 (約 円)

(d) 食費 (約 円)

(e) 居住費 (約 円)

(f) その他 (水道光熱費) (約 円)

() (約 円)

() (約 円)

() (約 円)

() (約 円)

() (約 円)

控除する金額 約 円 (合計)

5. 手取り支給額 (3-4) 約 円 (合計)

※欠勤等がない場合であって、時間外労働の割増賃金等は除く。

参考様式第1-6号 別紙1

賃金の支払

1. 基本賃金

月給 (円) 日給 (円) 時間給 (円)

※月給・日給の場合の1時間当たりの金額 (円)

※日給・時間給の場合の1か月当たりの金額 (円)

2. 諸手当の額及び計算方法等 (時間外労働の割増賃金は除く。)

(a) (手当 円/計算方法:)

(b) (手当 円/計算方法:)

(c) (手当 円/計算方法:)

(d) (手当 円/計算方法:)

【固定残業代がある場合】

(e) (手当 円)

・支給条件: 時間外労働の有無にかかわらず、 時間分の時間外手当として支給。
 時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給。

3. 1か月当たりの支払概算額 (1+2) 約 円 (合計)

4. 賃金支払時に控除する項目

(a) 税金 (約 円)

(b) 社会保険料 (約 円)

(c) 雇用保険料 (約 円)

(d) 食費 (約 円)

(e) 居住費 (約 円)

(f) その他 (水道光熱費) (約 円)

() (約 円)

() (約 円)

() (約 円)

() (約 円)

() (約 円)

控除する金額 約 円 (合計)

5. 手取り支給額 (3-4) 約 円 (合計)

※欠勤等がない場合であって、時間外労働の割増賃金等は除く。

参考様式第1-6号 別紙2（雇用条件書1.で【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期雇用契約の締結の場合】で有を選択した場合）

雇 用 条 件 書

本契約期間中に会社に対して期間の定めのない雇用契約（無期雇用契約）の締結の申込みをしたときに成立する有期雇用契約の条件は、次のとおりです。

		年 月 日	
_____ 殿			
特定技術系属機関名 _____			
所在地 _____			
電話番号 _____			
代表者 役職・氏名 _____		位 _____	
I. 雇用契約期間 期間の定めなし			
II. 就業の場所			
<input type="checkbox"/> 直接雇用（以下に記入）		<input type="checkbox"/> 派遣雇用（別紙「就業条件明示書」に記入）	
（雇入れ直後）		（変更の範囲） <input type="checkbox"/> 変更の可能性なし（変更ある場合は以下に記入）	
事業所名 _____		事業所名 _____	
所在地 _____		所在地 _____	
連絡先 _____		連絡先 _____	
III. 従事すべき業務の内容			
（雇入れ直後）		（変更の範囲） <input type="checkbox"/> 変更の可能性なし（変更ある場合は以下に記入）	
1. 分野（ _____ ）		1. 分野（ _____ ）	
2. 業務区分（ _____ ）		2. 業務区分（ _____ ）	
IV. 労働時間等			
1. 始業・終業の時刻等			
(1) 始業（ _____ 時 _____ 分） 終業（ _____ 時 _____ 分）（1日の所定労働時間数 _____ 時間 _____ 分）			
(2) 【次の制度が労働者に適用される場合】			
<input type="checkbox"/> 変形労働時間制：（ _____ ）単位の変形労働時間制			
※ 1年単位の変形労働時間制を採用している場合には、乙が十分に理解できる言語を併記した年間カレンダーの写し及び労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する規定書の写しを添付する。			
<input type="checkbox"/> 交代制として、次の勤務時間の組合せによる。			
始業（ _____ 時 _____ 分） 終業（ _____ 時 _____ 分）（適用日 _____、1日の所定労働時間 _____ 時間 _____ 分）			
始業（ _____ 時 _____ 分） 終業（ _____ 時 _____ 分）（適用日 _____、1日の所定労働時間 _____ 時間 _____ 分）			
始業（ _____ 時 _____ 分） 終業（ _____ 時 _____ 分）（適用日 _____、1日の所定労働時間 _____ 時間 _____ 分）			
2. 休憩時間（ _____ 分）			
3. 所定労働時間数 ①週（ _____ 時間 _____ 分） ②月（ _____ 時間 _____ 分） ③年（ _____ 時間 _____ 分）			
4. 所定労働日数 ①週（ _____ 日） ②月（ _____ 日） ③年（ _____ 日）			
5. 所定時間外労働の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
○詳細は、就業規則 第 _____ 条～第 _____ 条、第 _____ 条、第 _____ 条、第 _____ 条～第 _____ 条			
V. 休日			
1. 定休日：毎週 _____ 曜日、日本の国民の祝日、その他（ _____ ）（年間合計休日日数 _____ 日）			
2. 昇定休日：週・月当たり _____ 日、その他（ _____ ）			
○詳細は、就業規則 第 _____ 条～第 _____ 条、第 _____ 条～第 _____ 条			
VI. 休暇			

1. 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日
継続勤務6か月未満の年次有給休暇 有 無 → か月経過で 日
2. その他の休暇 有給 () 無給 ()
3. 特待休暇 乙が 特待を希望した場合は、上記1及び2の範囲内で必要な休暇を取得させることとする。
○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条

Ⅶ. 賃金

1. 基本賃金 月給 (円) 日給 (円) 時給 (円)
※詳細は別紙のとおり
2. 諸手当 (時間外労働の割増賃金は除く)
(手当、 手当、 手当)
※詳細は別紙のとおり
3. 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率
(1) 所定時間外 法定超月60時間以内 () %
法定超月60時間超 () %
所定超 () %
(2) 休日 法定休日 () %、 法定外休日 () %
(3) 深夜 () %
4. 賃金締切日 毎月 日、 毎月 日
5. 賃金支払日 毎月 日、 毎月 日
6. 賃金支払方法 口座振込 通貨払
7. 労使協定に基づく賃金支払時の控除 無 有
※詳細は別紙のとおり
8. 昇給 有 (時期、金額等)、 無
9. 賞与 有 (時期、金額等)、 無
10. 退職金 有 (時期、金額等)、 無
11. 休業手当 有 (率)

Ⅷ. 退職に関する事項

1. 自己都合退職の手続 (退職する _____ 日前に社長・工場長等に届けること)
2. 解雇の事由及び手続
解雇は、やむを得ない事由がある場合に限り少なくとも30日前に予告するか、又は30日以上平均賃金を支払って解雇する。特定技能外国人の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合には、所轄労働基準監督署長の認定を受けることにより予告も平均賃金の支払も行わず即時解雇されることもあり得る。
○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条

Ⅸ. その他

1. 社会保険の加入状況・労働保険の適用状況 厚生年金、 健康保険、 雇用保険、 労災保険、
 国民年金、 国民健康保険、 その他 ()
2. 雇入れ時の健康診断 年 月
3. 初回の定期健康診断 年 月 (その後 ごとに実施)
4. 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口
部署名 担当者職氏名 (連絡先)
5. 本契約終了後に乙が帰国するに当たり、乙が帰国旅費を負担することができないときは、甲が当該旅費を負担するとともに、帰国が円滑になされるよう必要な措置を講じることとする。
- 以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法 ()

参考様式第1-11号

特定技能所属機関概要書

1 所属役員

(ふりがな) (1) 役 員 氏 名	①		役員
	②		役員
	③		役員
	④		役員
	⑤		役員

(注) 役員が複数ある場合は、その全てについて記載すること。なお、役員を記載しきれない場合は、「その他」と記載し、別紙を添付することとしてよい。

2 決算状況

	前年度	前々年度	前々々年度
売上高	円	円	円
経常利益	円	円	円
純利益	円	円	円
純資産	円	円	円

(注) 1 個人事業主の場合は、経理士の職に就いている役員各氏の別荘財産表における元入金を記載してください。
2 前年度において任意転当（任意性の税引マイナズ）がある場合は、中引任意引当金、役員士、全額会計士等の任意計算を行う能力があると認められる他の資格を有する第三者が該会の役員として計算を行った事実を添付してください。

3 基準適合性に係る事項

(1) 過去1年に おける特定技能外 国人と同様の業務 に従事する労働者 の雇用状況		雇用状況	
		自営的労働者	非自営的労働者
日本人労働者		名	名
外国人労働者		名	名
(2) 前1年間の 行方不明者数	特定技能 1号及び2号	名	うち費めに届すべき 名 不明による行方不明 <input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし
	技能実習	名	うち費めに届すべき 名 不明による行方不明 <input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし

(注) 1 「(1)の「自営的労働」とは、特定技能外国人の自己組合による雇用労働をいい、「非自営的労働」とは、特定技能所属機関の組合上の組合により、入会費等を払うために雇用契約を締結したり又は労働報酬を行った組合等をいう。
2 「(1)の「外国人労働者」とは、入国許可表第1の1、2及び3の表（雇用関係に関する）の雇用関係をもって在留する者をいう。

(削除)

- 3 (2)は、特定技能研修機関が雇入する特定技能外国人の過去4年間における行方不明者の発生状況について、行方不明者が発生している場合はその発生人数を、発生していない場合は0人と記載すること。また、特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により行方不明者が発生している場合は「該当あり」に、特定技能研修機関の責めに帰さない理由で行方不明者が発生している場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。
- 4 (2)は、特定技能所属機関が、技能実習制度における実習実業者である場合は、過去1年間における技能実習生の行方不明者の発生状況についても記載すること。

4 中長期在留者の受入れ実績等（1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合は記載不要）

	受入れ人数		受入れ期間中の法令遵守
	直近1年前	者	
<input type="checkbox"/> (1) 過去2ヶ月にわたり中長期在留者の受入れを中止に行った実績	直近1年前	者	<input type="checkbox"/> 法令遵守 <input type="checkbox"/> 法令違反・行政指導あり
	直近2年前	者	<input type="checkbox"/> 法令遵守 <input type="checkbox"/> 法令違反・行政指導あり
<input type="checkbox"/> (2) 支援責任者及び支援担当者(注)が過去2年間に中長期在留者の生活相談業務に従事した実績を有すること	(注)記載不要。ただし、「支援責任者の履歴書(※考様式第1-20号)」及び「支援担当者の履歴書(※考様式第1-22号)」に記載した上、添付すること。		
<input type="checkbox"/> (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、これらの率と同程度に支援業務を適正に実施することができること	(注)記載することを要する資料を必ず添付すること		過去5年間に労働基準監督署から是正勧告を受けたことの有無
			<input type="checkbox"/> 是正勧告あり <input type="checkbox"/> 是正勧告なし

- (注)
- 本欄は(1)から(3)欄の該当するものにチェックマークを付した上、記載すること。
 - 「中長期在留者」とは、入管法第14条第1項第1号及び第5号(就労資格に関する者)をいう。
 - (1)欄の「違反した」とは、入管法、技能実習法及び労働基準法など出入国又は労働に関する法令の規定に違反したことにより、罰則は課せられたこと、行政処分を受けたことのほか、技能実習法第27条の改正命令又は技能実習法施行規則第10条の改正命令(以上労働基準法第14条第5号イから第5号ロまで)のいずれかに該当するものに該当することをいう。違反が行っている場合は「法令違反・行政指導あり」にチェックマークを付すこと。

5 支援体制に関する事項（1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合は記載不要）

	支援対象者(申請人)		支援責任者		支援担当者	
	氏名	所属部署 役職	氏名	所属部署 役職	氏名	所属部署 役職
1						
2						
3						

(注)申請人全名について記載しきれない場合は、「姓(姓のとおり)」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日

特定技能所属機関の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名 _____

57

参考様式第
1-11-1
号

(新設)

参考様式第 1-11-1 号

特定技能所属機関概要書

1 所属役員

(ふりがな) (1) 役員氏名	①		役員	
	②		役員	
	③		役員	
	④		役員	
	⑤		役員	

(注)
役員が複数ある場合は、そのすべてについて記載すること。なお、役員を記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。

2 決算状況

	前年度	前々年度	前々々年度
売上高	円	円	円
経常利益	円	円	円
純利益	円	円	円
純資産	円	円	円

(注)
1 個人事業主の場合には、経営者の個人内経費と給与所得の控除対象所得に対する収入金を記載してください。
2 前年度末において引当金(貸倒引当金等)がある場合は、中小企業診断士、税理士、公認会計士等の監査評価を行う能力があると認められる公的資格を有する第三者が改訂の見直しについて評価を行った事実を添付してください。

3 連携適合性に係る事項

(1) 適合1等に おける特定技能外 人と同種の職務 に従事する労働者 の職種状況	職種別		
		自営的職種者	非自営的職種者
日本人労働者	名		名
外国人労働者		名	名
(2) 前1年度の 労務相番数	特 定 技 能 1 号及び2号	名	うち費めに該当すべき 事由による行方不明 <input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし
	技能実習生	名	うち費めに該当すべき 事由による行方不明 <input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし

(注)
1 「(1)の「自営的職種」とは、特定技能外国人の自己都合による転職や退職をいひ、「非自営的職種」とは、労務相番管理の届出上の都合により、派遣業務を行うために事業主自らを専業したり又は派遣給付を行った場合等をいう。
2 「(1)の「外国人労働者」とは、入管法別表第1の4、2及び5の表(「取次業務に該当」)の取次業務をもって在留する者をいう。

3. 「2」は、特定技能取得機関が雇用する特定技能外国人の過去1年以内における行方不明者の発生状況について、行方不明者が発生している場合はその発生人数を、発生していない場合は0人と記載すること。また、特定技能所長機関の責めに帰すべき要件により行方不明者が発生している場合は「該当あり」に、特定技能所長機関の責めによらない理由で行方不明者が発生している場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。
4. 「2」は、特定技能所長機関が、技能実習期間における実習労働者である場合は、過去1年以内における技能実習生の行方不明者の発生状況についても記載すること。

4 中長期在留者の受入れ実績等（1号特定技能外国人受援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合は記載不要。）

(1) <input type="checkbox"/>	過去2年間に中等期在留者(Ⅱ)の受入れ又は管轄を完了に行った実績を有すること	受入れ・管轄人数	受入れ期間中の法令遵守
	過去1年前	名	<input type="checkbox"/> 法令遵守 <input type="checkbox"/> 法令違反・行政処分あり
	過去2年前	名	<input type="checkbox"/> 法令遵守 <input type="checkbox"/> 法令違反・行政処分あり
	添付書類	表以下の添付書類を添付すること。 ※ただし、監理関係として実習管理を行っている場合や登録支援機関として1号特定技能外国人の実務を行っている場合は、添付書類の提出不要。 <input type="checkbox"/> 受け入れた中等期在留者リスト（参考様式第1-1-1-2号）	
(2) <input type="checkbox"/>	支援責任者及び支援担当者（Ⅱ）が過去2年間に中等期在留者(Ⅱ)の生活相談業務に就任した実績を有すること	生活相談業務の内容	
		生活相談業務期間	年 月 日～ 年 月 日
		生活相談業務に就任した機関	機関名称： 所在地：
		生活相談業務内容	表以下のうち1つ以上はチェックマークを付すこと。 <input type="checkbox"/> 生活に必要な緊急に際する支援に関するもの <input type="checkbox"/> 生活サポートセッションに関するもの <input type="checkbox"/> その他（ ）
		情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		添付書類	表以下の添付書類を添付すること。 <input type="checkbox"/> 生活相談業務を行った中等期在留者リスト（参考様式第1-1-1-3号）
		いよいよ	※生活相談の対象者の所属機関が何 の場合 <input type="checkbox"/> 当該機関では生活相談業務に就任したこと及びその期間を証する書類 ※生活相談の対象者の所属機関が同一の場合 <input type="checkbox"/> 対象者の生活相談業務に係る契約書及びその契約に基づき報酬を受けたことを証する書類 <input type="checkbox"/> その他（ ）

申請内容	申請期間	年 月 日～ 年 月 日	
	申請内容 実施に必要 した書類	機関名称： 所在地：	
	申請内容 実施内容	<input type="checkbox"/> 生活に必要な契約に係る支援に関するもの <input type="checkbox"/> 生活オリエンテーションに関するもの <input type="checkbox"/> 定期的な相談に関するもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	実施の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 理由の記載を要する。	
申請内容	申請内容 実施内容	<input type="checkbox"/> 生活相談業務を行った中長居在居者リスト（参考様式第1-11-3号） <input type="checkbox"/> 生活相談業務の対象者の所属機関の同一の場合 <input type="checkbox"/> 当該機関で生活相談業務に就任したこと及びその期間を証する書類 <input type="checkbox"/> 当該機関の対象者の所属機関の異なる場合 <input type="checkbox"/> 対象者の生活相談業務に係る契約書及びその契約に基づき請求を受けたことを証する書類 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	申請内容 実施内容	<input type="checkbox"/> この欄に該当することを証する資料 <input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし	

(注1)

- 本欄(1)から(3)欄の該当するものにチェックマークを付した上、記載すること。
- 「中長居在居者」は、入居法別表第1の1の表、2の表及びその表（注記各条に係る。）の上欄の小居居者を有する者という。
- 「1」欄の「有」とは、入居法、技術実習志及び労働協約など（入居法又は労働協約に定める条件の制定に同意したことにより、志願に促されたこと、労務協約を受けたことのほか、労務実習志の上の改廃等が又は改廃協約を受けたことという。適用されている場合は「広域連携」に、適用していない場合は「広域連携・労働協約あり」にチェックマークを付すこと。

5 支援体制に関する事項（1号特設住所外国人支援計画の申請の支障を排除支援機関に関する事項を記載する。）

	民間団体（や法人）		民間団体		民間団体	
	氏名	所属部署 役職	氏名	所属部署 役職	氏名	所属部署 役職
1						
2						
3						

(注2)

申請内容について記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日

特定支援所長機関の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名 _____

参考様式第1-13号

就業条件明示書

氏名		年	月	日
〒		〒		
所在地		〒		
電話番号		〒		
代表者の氏名・職名		〒		
派遣元の氏名又は名称		〒		
次の条件で労働者派遣を行います。				
業務内容	業務内容 (加算名)			
就業場所	所在地 (電話番号)			
派遣単位				
派遣命令者	職名	氏名		
派遣期間	年 月 日から 年 月 日まで <small>〔派遣先の業務内容に於ける期間(週)に制限する旨〕 <small>〔派遣先が定める開始時刻(時刻)に於ける旨〕 <small>〔派遣先が定める終了時刻(時刻)に於ける旨〕</small></small></small>			
就業日及び就業時刻	就業日 時 分から 時 分まで <small>〔うち休憩時間 時 分から 時 分まで〕</small>			
安全及び衛生	特別作業(男/女) → (1日 時間/週 時間/日 時間) <small>特別労働(男/女) → (1日 日)</small>			
派遣元責任者	職名	氏名	(電話番号)	
派遣先責任者	職名	氏名	(電話番号)	
福利厚生施設の利用等				
その他の待遇・条件等	派遣元・職名	氏名	(電話番号)	
	派遣先・職名	氏名	(電話番号)	
派遣元の解雇の場合の賠償				
派遣先が派遣労働者を雇用する場合の競争禁止措置				
備考				

参考様式第1-13号

就業条件明示書

氏名		年	月	日
〒		〒		
所在地		〒		
電話番号		〒		
代表者の氏名・職名		〒		
派遣元の氏名又は名称		〒		
次の条件で労働者派遣を行います。				
業務内容	業務内容 (加算名)			
就業場所	所在地 (電話番号)			
派遣単位				
派遣命令者	職名	氏名		
派遣期間	年 月 日から 年 月 日まで <small>〔派遣先の業務内容に於ける期間(週)に制限する旨〕 <small>〔派遣先が定める開始時刻(時刻)に於ける旨〕 <small>〔派遣先が定める終了時刻(時刻)に於ける旨〕</small></small></small>			
就業日及び就業時刻	就業日 時 分から 時 分まで <small>〔うち休憩時間 時 分から 時 分まで〕</small>			
安全及び衛生	特別作業(男/女) → (1日 時間/週 時間/日 時間) <small>特別労働(男/女) → (1日 日)</small>			
派遣元責任者	職名	氏名	(電話番号)	
派遣先責任者	職名	氏名	(電話番号)	
福利厚生施設の利用等				
その他の待遇・条件等	派遣元・職名	氏名	(電話番号)	
	派遣先・職名	氏名	(電話番号)	
派遣元の解雇の場合の賠償				
派遣先が派遣労働者を雇用する場合の競争禁止措置				
備考				

61

参考様式第
1-20号

参考様式第1-20号

支援責任者の履歴書

(ふりがな) ①氏名			②性別	男・女
			③生年月日	年 月 日生
④学歴・職歴	年	月	最終学歴・主たる職歴	
⑤資格・免許				
⑥過去2年間に中長期在留者の生活相談業務に従事した経験				

(注)

⑥は、入管法別表第1の1、2及び3（我が国に在留）の在留資格による中長期在留者の生活相談業務に従事した経験がある場合、申請した機関、従事した生活相談業務内容、従事期間等について具体的に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日 作成

支援責任者の氏名

参考様式第1-20号

支援責任者の履歴書

(ふりがな) ①氏名			②性別	男・女
			③生年月日	年 月 日生
④学歴・職歴	年	月	最終学歴・主たる職歴	
⑤資格・免許				

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日 作成

支援責任者の氏名

参考様式第1-22号

支援担当者の履歴書

(ふりがな) ①氏名			②性別	男・女
			③生年月日	年 月 日
④学歴・職歴	年	月	最終学歴・主たる職歴	
⑤資格・免許				
⑥過去2年間に中長期在留者の生活相談業務に従事した経験				

(注意)

※は、入管法第五第一の1、2及び5（就労資格に関する）の在留資格による中長期在留者の生活相談業務に従事した経験がある場合、所属した機関、従事した生活相談業務内容、従事期間等について具体的に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日 作成

支援担当者の氏名

参考様式第1-22号

支援担当者の履歴書

(ふりがな) ①氏名			②性別	男・女
			③生年月日	年 月 日
④学歴・職歴	年	月	最終学歴・主たる職歴	
⑤資格・免許				

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日 作成

支援担当者の氏名

63	参考様式第 1-30号		(新設)	<p>参考様式第1-30号(初めて特定技能外国人を受け入れる場合)</p> <p>出入国在留管理庁電子届出システムに関する誓約書</p> <p>私は、出入国在留管理庁電子届出システムの利用者情報登録をしており、今後、特定技能外国人に関する届出は、電子届出システムにより行います。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合には、出入国管理及び難民認定法令に関し不正又は著しい不当な行為をしたものとして5年間の受入れができないこととなることも理解しています。</p> <p>年 月 日</p> <p>特定技能所属機関名</p> <p>参考様式第1-30号(特定技能外国人を受け入れている場合)</p> <p>出入国在留管理庁電子届出システムに関する誓約書</p> <p>私は、出入国在留管理庁電子届出システムの利用者情報登録をしており、特定技能外国人に関する届出は、電子届出システムにより行っています。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合には、出入国管理及び難民認定法令に関し不正又は著しい不当な行為をしたものとして5年間の受入れができないこととなることも理解しています。</p> <p>年 月 日</p> <p>特定技能所属機関名</p>
----	----------------	--	------	---

参考様式第2-2号

登録支援機関概要書

1 登録支援機関の概要

(1) 登録番号			
(2) 法人番号			
(3) 機関の類型	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 商工会連成又は商工会 <input type="checkbox"/> 中小企業事業協同組合 <input type="checkbox"/> 農業協同組合 <input type="checkbox"/> 漁業協同組合 <input type="checkbox"/> 公益財団法人 <input type="checkbox"/> 公益社団法人 <input type="checkbox"/> 一般財団法人 <input type="checkbox"/> 一般社団法人 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> 非営利法人 <input type="checkbox"/> 行政書士法人 <input type="checkbox"/> その他 ()		
法人名			
(4) 氏名又は名称			
漢字表記			
(5) 住所 (本店又は主たる事務所)	〒	-	
漢字表記			
法人名			
(6) 代表者氏名			
漢字表記			
法人名 (7) 役員氏名	①		役員
	②		役員
	③		役員
	④		役員
	⑤		役員
	⑥		役員

(削除)

(8) 支援責任者氏名		役 職	
(9) 常勤職員数	合計 人		
(10) 支援所担当番号			

(注記)

- 1 (1) 欄は、名称を打ち添えを行う場合のみ記載すること。
- 2 (2)、(6) 及び(7) 欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 3 (3) 欄は、該当する機関の都道府県にて、該当するものにチェックマークを付すこと。
- 4 (4)、(5) 及び(6) 欄は、英語表記を必ず記載すること。
- 5 (7) 欄は、全ての役員について記載すること。なお、記入欄が足りない場合は、「以降のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。
- 6 (8) 欄は、支援責任者を複数名も兼任している場合は、「兼任のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。
- 7 (10) 欄は、当該所管施設における数値関係の許可を受けている場合に記載すること。

2 支援業務を行う事業所の概要

(1)	名 称				
	(英 語 表 記)				
	所 在 地		〒 - (都道府県)		
	(英 語 表 記)				
	職員数	常勤	計 名 (うち、支援業務の実務に従事する者 計 名)		
		非常勤	計 名 (うち、支援業務の実務に従事する者 計 名)		
支援担当者			役 職		
(2)	名 称				
	(英 語 表 記)				
	所 在 地		〒 - (都道府県 - -)		
	(英 語 表 記)				
	職員数	常勤	計 名 (うち、支援業務の実務に従事する者 計 名)		
		非常勤	計 名 (うち、支援業務の実務に従事する者 計 名)		
支援担当者			役 職		
(3)	名 称				
	(英 語 表 記)				
	所 在 地		〒 - (都道府県 - -)		
	(英 語 表 記)				

職員数	常勤	計____名（うち、支援業務の実務に従事する者 計____名）
	非常勤	計____名（うち、支援業務の実務に従事する者 計____名）
（うちが） 支援担当者		計____名

〔注釈〕 支援業務を行う事務所が複数ある場合は、「別項のとおり」と記載し、別項を添付することによって差し支えない。

3 登録支援機関及び役職員の実績等（登録申請時のみ、次の（1）から（4）欄のいずれかを記載すること。）

(1) 過去2年間に中長期在留者（注）の受入れ又は管理所を運営に行った実績があること	受入れ・管理人数 名	受入れ期間中の法令遵守 <input type="checkbox"/> 法令遵守 <input type="checkbox"/> 法令違反・行政指導あり
(2) 過去2年間に研修を得る目的で業として在留外国人に関する各種の相談業務に従事した経験があること		
(3) 支援責任者及び支援担当者に遡る5年間に2年以上の中長期在留者の生活相談業務に従事した一定の経験があること		
(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、これらの者と同等以上に支援業務を適正に実施することができること		過去5年間に労働基準監督署から 不正勧告を受けたことの有無 <input type="checkbox"/> 不正勧告あり <input type="checkbox"/> 不正勧告なし

〔注釈〕

- (1) 及び (2) 欄の「中長期在留者」とは、入管法別表第1の1、2及び3（更新資格に関する）の在留資格を有する者をいう。
- (1) 欄の「業」とは、入管法、技能実習法、労働基準法など出入国又は労働に関する法令の範囲に違反したことがなく、正期に始られたこと、労務費等を徴したことのほか、当該外国人に対する就業許可又は技能実習許可の届出義務履行期における改定等（注）が当該在留者の1年ごとの更新のいずれかに該当するものに該当することをいう。更新が行われている場合は「法令遵守」欄に、適正に行っていない場合は「法令違反・行政指導あり」欄にチェックマークを付すこと。
- (2) 欄は、業務として、研修を経て行った他国籍外国人に関する相談業務の経験について記載すること。
- (3) 欄は、支援責任者及び支援担当者に遡る5年間に2年以上の中長期在留者の生活相談業務に従事した経験について記載すること。
- (4) 欄は、支援を適正に実施することができることを記載すること。また、過去5年間に労働基準監督署から不正勧告を受けたことのある者について、不正勧告を受けた場合は「不正勧告あり」欄に、不正勧告を受けていない場合は「不正勧告なし」にチェックマークを付すこと。

4 過去1年間における行方不明者の発生状況（行方不明者数／在籍者総数）

(1) 雇用した特定技能外国人	名 / 名	うち責めに帰すべき事由による行方不明	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし
(2) 支援を行った1号特定技能外国人	名 / 名	うち責めに帰すべき事由による行方不明	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし
(3) 実習勧導又は雇用した技能実習生	名 / 名	うち責めに帰すべき事由による行方不明	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし

〔注釈〕

- (1) 欄は、雇用した特定技能外国人の行方不明者数について記載し、当該行方不明者の発生が、当該技能職種の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由によるものではない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。
- (2) 欄は、支援を行った1号特定技能外国人の行方不明者数について記載し、当該行方不明者の発生が、登録支援機関の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由によるものではない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。
- (3) 欄は、実習勧導を行った又は雇用した技能実習生の行方不明者数について記載し、当該行方不明者の発生が、登録支援機関の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由によるものではない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。

5 相談対応に係る措置状況

(1) 対応可能言語	語	語	語
(2) 対応方法	<input type="checkbox"/> 登録支援機関職員 ()	<input type="checkbox"/> 登録支援機関職員 ()	<input type="checkbox"/> 登録支援機関職員 ()
	<input type="checkbox"/> 通訳人等 ()	<input type="checkbox"/> 通訳人等 ()	<input type="checkbox"/> 通訳人等 ()
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()
(3) 対応時間	<input type="checkbox"/> 特定支援所居機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて最初1週間当たり勤務日に3日以上、休日(1日以上)に対応 <input type="checkbox"/> 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応	<input type="checkbox"/> 特定支援所居機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて最初1週間当たり勤務日に3日以上、休日(1日以上)に対応 <input type="checkbox"/> 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応	<input type="checkbox"/> 特定支援所居機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて最初1週間当たり勤務日に3日以上、休日(1日以上)に対応 <input type="checkbox"/> 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応
	(4) 緊急時の対応		

(注)

- (1)欄は、日本語を除く、対応可能な外国語について記載すること。
- (2)欄は、(1)欄の言語での対応が可能な者について、該当するものにチェックマークを付すこと。なお、原則的に、対応可能な者の氏名について記載すること。
- (3)欄は、該当するもの全てにチェックマークを付すこと。
- (4)欄は、(3)欄の対応時間以外で緊急な対応が必要な場合の対応方法について記載すること。

6 情報提供体制等

①事務員ガイダンス	
実施時期	<input type="checkbox"/> 在留資格認定申請書交付申請前までに実施 <input type="checkbox"/> 在留資格変更許可申請前までに実施
実施回数・実施時間	<input type="checkbox"/> 特定技能外国人1名について3時間程度実施
実施方法	<input type="checkbox"/> 外国人が十分に理解できる言語により別冊又はテレビ電話を用いて適切に実施
②生活オリエンテーション	
実施時期	<input type="checkbox"/> 入国後(在留資格変更許可後)迅速なく実施
実施時間	<input type="checkbox"/> 特定技能外国人1名について8時間以上実施
実施方法	<input type="checkbox"/> 外国人が十分に理解できる言語により適切に実施

(1)外国人が十分に理解できる言語による情報提供体制

⑥特定技能外国人及びその監督者との定期的な面談の実施		
実施時期	<input type="checkbox"/> 3か月に1回以上実施	
実施方法	外国人	<input type="checkbox"/> 外国人が十分に理解できる言語により対面を実施し、法令違反その他の問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報 <input type="checkbox"/> 生活オリエンテーションで提供する情報を必要に応じて提供
	監督者	<input type="checkbox"/> 対面を実施し、法令違反その他の問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報
(2)外国人が十分に理解できる言語による相談対応を行う担当者	氏名	
	氏名	
	氏名	
	氏名	
	氏名	
計 () 名		

(注)
 (1)欄は、該当するもの全てにチェックマークを付すこと。
 (2)欄は、該当するもの全てにチェックマークを付すこと。

7 支援委託契約を締結している特定技能所属機関等（登録の更新時のみ記載）

(1) 支援委託契約を締結している特定技能所属機関	機関
(2) (1)との契約に基づき支援を行っている1号特定技能外国人	名

(注)
 1 (1)欄は、申請時点で入居する契約を締結している特定技能所属機関の数を記載すること。
 2 (2)欄は、申請時点で1号特定技能外国人支援を行っている1号特定技能外国人の数を記載すること。

8 その他特記事項

(注) 特記事項には、1欄から7欄までの記載事項以外に特記記載する事項がある場合に記載すること。

上記の記載内容は、写真と照合ありません。

年 月 日

登録支援機関の氏名又は名称 _____

作成責任者 氏名・氏名 _____

65

参考様式第
2-2-1号

(新設)

参考様式第2-2-1号

登録支援機関概要書(登録用)

1 登録支援機関の概要

(1) 法人番号										
(2) 機関の種類	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 有限会社 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> その他()									
(3) 氏名又は名称	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 商工会連済又は商工会 <input type="checkbox"/> 労働組合 <input type="checkbox"/> 中小企業事業協同組合 <input type="checkbox"/> 農業協同組合 <input type="checkbox"/> 漁業協同組合 <input type="checkbox"/> 公益財団法人 <input type="checkbox"/> 公益社団法人 <input type="checkbox"/> 財団法人 <input type="checkbox"/> 一般社団法人 <input type="checkbox"/> 任意社団法人 <input type="checkbox"/> 非営利法人 <input type="checkbox"/> 行政書士法人 <input type="checkbox"/> その他()									
(4) 住所 (本店又は主たる事務所)	〒 - (記号省略)									
(5) 代表者氏名										
(6) 役員氏名	①		役員							
	②		役員							
	③		役員							
	④		役員							
	⑤		役員							
	⑥		役員							
(7) 支援責任者氏名			役員							

(8) 常勤職員数	合計	人
(9) 特別貸付可番号		

(注1)

- 1 (1)及び(6)欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 2 (2)欄は、該当する機関の番号について、該当するものにチェックマークを付すこと。
- 3 (3)、(4)及び(5)欄は、必要記載を必ず記載すること。
- 4 (6)欄は、その中の項目について記載すること。記載されている者のみに限らず、おなじの項目の中で未記載すること。なお、記入欄が空欄の場合は、「記載の上あり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。
- 5 (7)欄は、記載担当者を含む関係している場合は、「関係の上あり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。
- 6 (8)欄は、任意記載欄における特別貸付の付可を受けている場合は記載すること。

2 支援業務を行う事務所の概要

(1)	(ふりがな) 名 称				
	(電 話 番 号)				
	所 在 地		〒 — (郵便番号) — — —)		
	職員数	常勤	計 ___ 名 (うち、支援業務の実務に従事する者 計 ___ 名)		
		非常勤	計 ___ 名 (うち、支援業務の実務に従事する者 計 ___ 名)		
(ふりがな) 支援担当者氏名		役 職			
(2)	(ふりがな) 名 称				
	(電 話 番 号)				
	所 在 地		〒 — (郵便番号) — — —)		
	職員数	常勤	計 ___ 名 (うち、支援業務の実務に従事する者 計 ___ 名)		
		非常勤	計 ___ 名 (うち、支援業務の実務に従事する者 計 ___ 名)		
(ふりがな) 支援担当者氏名		役 職			

(注2)

- 1 支援業務を行う事務所のコード上にある場合は、「名称」の欄に「関係の上あり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。
- 2 支援担当者を含め関係する場合は、「支援担当者氏名」の欄に「関係の上あり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。

3 登録支援機関及び役員の実績等（次の〔1〕から〔4〕のいずれかにチェックマークを付し、表枠内を記載すること。複数にチェックマークを付すことも可。）

〔1〕	過去2年間に中長滞在留者(注)の受入れ又は待遇を定正に行った実績があること 添付書類	受入れ・待遇人数	受入れ期間中の法令遵守
		名	<input type="checkbox"/> 法令遵守 <input type="checkbox"/> 法令違反・行政指導あり

※以下の添付書類を提出すること。
ただし、記載内容として実況記載を行っている場合は、添付書類の提出不要。
 受け入れた中長滞在留者リスト（参考様式第2-2-3号）

〔注〕 1 「登録無効留者」とは、入管法第25条第1項の1の2、上の2及び3の2（法令関係に係る）の2種の留置処分を受ける者をいう。
2 「滞りに行った」とは、入管法、労働基準法、労働基準法及び外国人労働者に関する法令の規定に違反したことに伴い、罰則を科せられたこと、行政処分を受けたこと等のほか、当該労働者に係る法令関係に違反した事実がないにせよ、滞りに伴っている場合は「法令遵守」欄に、違反していない場合は「法令違反・行政指導あり」欄にチェックマークを付すこと。

〔2〕	過去2年間に報酬を付する目的で業として在留外国人に関する各種相談業務に従事した経験があること 添付書類	各種の相談業務の内容（具体的に記載すること。）	
		※以下の添付書類を提出すること。 <input type="checkbox"/> 上乗者やこれらの方で構成される法人であることを証する書類 <input type="checkbox"/> 在留外国人の各種の相談業務に係る契約書及びその契約に基づき報酬を受けたことを証する書類	

〔注〕 業態として、報酬を得ていた在留外国人に関する相談業務の種類について記載すること。

〔3〕	支援責任者及び支援担当者に過去2年間に2年以上の中長滞在留者(注)の生活相談業務に従事した一定の経験があること 支援責任者	生活相談業務の内容	
		生活相談業務期間	年 月 日～ 年 月 日
		生活相談業務に従事した機関	機関名称： 所在地：
		生活相談業務の内容	※以下のいずれか1つ以上にチェックマークを付すこと。 <input type="checkbox"/> 生活に必要な契約に係る支援に関するもの <input type="checkbox"/> 生活オリエンテーションに関するもの <input type="checkbox"/> 定期的な面談に関するもの <input type="checkbox"/> その他（ ）
		報酬の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
添付書類	※以下の添付書類を提出すること。	正印	<input type="checkbox"/> 生活相談業務を行った中長滞在留者リスト（参考様式第2-2-4号）
		いずれか	※当該機関の事業者の所属機関が第一の場合 <input type="checkbox"/> 当該機関で生活相談業務に従事したこと及びその機関を証する書類 ※当該機関の事業者の所属機関が第一でない場合 <input type="checkbox"/> 対象者の生活相談業務に係る契約書及びその契約に基づき報酬を受けたことを証する書類 <input type="checkbox"/> その他（ ）

					<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>生活相談 実施期間</td> <td colspan="2">年 月 日～ 年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>生活相談 実施に際して した機関</td> <td colspan="2">機関名称：</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">所在地：</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>生活相談 業務内容</td> <td colspan="5"> <input type="checkbox"/> 生活に必要な契機に係る支援に関するもの <input type="checkbox"/> 生活よりエンゲージメントに関するもの <input type="checkbox"/> 定時的な支援に関するもの <input type="checkbox"/> その他（ ） </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>相談の必要性</td> <td colspan="5"> <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 本表下の添付書類を添付すること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">添付書類</td> <td>必要</td> <td colspan="4"> <input type="checkbox"/> 生活相談業務を行った中長期滞在者リスト (参考様式第2-2-4号) </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>いずれも</td> <td colspan="4"> <input type="checkbox"/> 生活相談の可否等の取組経過の同一の場合 <input type="checkbox"/> 当該機関で生活相談業務に携わったこと及びその集積を証する書類 <input type="checkbox"/> 対象者の生活相談業務に係る契機普及とその契機に係る継続を受けたことを証する書類 <input type="checkbox"/> その他（ ） </td> </tr> </table> <p>○4号)</p> <p>1 「付加価値要素」とは、入居者生活第1の1の表、2の表及び3の表（居住費助成）の上欄の付加価値要素を指すものをいう。 2 5世帯以上及び入居料所得者が25年間に2年以内の付加価値要素の生活相談業務に投資した経費について記載すること。 3 複数の入居者又は入居料所得者が関与している場合は、施設で最も1名以上の経費について記載すること。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"> <input type="checkbox"/> (4) </td> <td style="width: 35%;"> (1) から (3) までに掲げるものは、これらの者と同程度に支援業務を適切に実施することができること </td> <td style="width: 35%;"> 添付書類 <input type="checkbox"/> 以下の添付書類を添付すること。 <input type="checkbox"/> 法施行規則第19条の2第1号イに該当することの説明書（任意様式） <input type="checkbox"/> 法施行規則第19条の2第1号ロに該当することの説明書に係る立証資料 </td> <td style="width: 15%;"> 過去5年間に労働基準法第55条の1第1項に違反した事実がないこと <input type="checkbox"/> 是正勧告あり <input type="checkbox"/> 是正勧告なし </td> </tr> </table> <p>○5号) (1) から (3) までのいずれにも該当しない場合にチェックマークを付すこと。また、過去5年間に労働基準法第55条の1第1項に違反した事実がないことについて、是正勧告を受けた場合は「是正勧告あり」欄に、是正勧告を受けていない場合は「是正勧告なし」にチェックマークを付すこと。</p>											生活相談 実施期間	年 月 日～ 年 月 日							生活相談 実施に際して した機関	機関名称：								所在地：							生活相談 業務内容	<input type="checkbox"/> 生活に必要な契機に係る支援に関するもの <input type="checkbox"/> 生活よりエンゲージメントに関するもの <input type="checkbox"/> 定時的な支援に関するもの <input type="checkbox"/> その他（ ）							相談の必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 本表下の添付書類を添付すること。							添付書類	必要	<input type="checkbox"/> 生活相談業務を行った中長期滞在者リスト (参考様式第2-2-4号)						いずれも	<input type="checkbox"/> 生活相談の可否等の取組経過の同一の場合 <input type="checkbox"/> 当該機関で生活相談業務に携わったこと及びその集積を証する書類 <input type="checkbox"/> 対象者の生活相談業務に係る契機普及とその契機に係る継続を受けたことを証する書類 <input type="checkbox"/> その他（ ）				<input type="checkbox"/> (4)	(1) から (3) までに掲げるものは、これらの者と同程度に支援業務を適切に実施することができること	添付書類 <input type="checkbox"/> 以下の添付書類を添付すること。 <input type="checkbox"/> 法施行規則第19条の2第1号イに該当することの説明書（任意様式） <input type="checkbox"/> 法施行規則第19条の2第1号ロに該当することの説明書に係る立証資料	過去5年間に労働基準法第55条の1第1項に違反した事実がないこと <input type="checkbox"/> 是正勧告あり <input type="checkbox"/> 是正勧告なし
		生活相談 実施期間	年 月 日～ 年 月 日																																																																					
		生活相談 実施に際して した機関	機関名称：																																																																					
			所在地：																																																																					
		生活相談 業務内容	<input type="checkbox"/> 生活に必要な契機に係る支援に関するもの <input type="checkbox"/> 生活よりエンゲージメントに関するもの <input type="checkbox"/> 定時的な支援に関するもの <input type="checkbox"/> その他（ ）																																																																					
		相談の必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 本表下の添付書類を添付すること。																																																																					
		添付書類	必要	<input type="checkbox"/> 生活相談業務を行った中長期滞在者リスト (参考様式第2-2-4号)																																																																				
			いずれも	<input type="checkbox"/> 生活相談の可否等の取組経過の同一の場合 <input type="checkbox"/> 当該機関で生活相談業務に携わったこと及びその集積を証する書類 <input type="checkbox"/> 対象者の生活相談業務に係る契機普及とその契機に係る継続を受けたことを証する書類 <input type="checkbox"/> その他（ ）																																																																				
<input type="checkbox"/> (4)	(1) から (3) までに掲げるものは、これらの者と同程度に支援業務を適切に実施することができること	添付書類 <input type="checkbox"/> 以下の添付書類を添付すること。 <input type="checkbox"/> 法施行規則第19条の2第1号イに該当することの説明書（任意様式） <input type="checkbox"/> 法施行規則第19条の2第1号ロに該当することの説明書に係る立証資料	過去5年間に労働基準法第55条の1第1項に違反した事実がないこと <input type="checkbox"/> 是正勧告あり <input type="checkbox"/> 是正勧告なし																																																																					

--	--	--	--

4 過去1年間における行方不明者の発生状況（行方不明者数／在籍者総数）

(1) 雇用した特定技能外国人	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※「有」の場合は記載 省 / 省	うち責めに帰すべき事由による行方不明	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし
(2) 支援を行った1号特定技能外国人	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※「有」の場合は記載 省 / 省	うち責めに帰すべき事由による行方不明	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし
(3) 実習形態又は雇用した技能実習生	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※「有」の場合は記載 省 / 省	うち責めに帰すべき事由による行方不明	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし

(注)

- 「1」欄は、雇用した特定技能外国人のいない場合は「無」にチェックマークを付すこと。雇用した特定技能外国人がいる場合は「有」にチェックマークを付し、その行方不明者数及び在籍者総数を記載すること。また、当該行方不明者の発生が、申請者の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由に示さない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。
- 「2」欄は、支援を行った1号特定技能外国人のいない場合は「無」にチェックマークを付すこと。支援を行った1号特定技能外国人が1名以上の場合は「有」にチェックマークを付し、その行方不明者数及び在籍者総数を記載すること。また、当該行方不明者の発生が、申請者の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由に示さない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。
- 「3」欄は、実習監督を行った又は雇用した技能実習生がいない場合は「無」にチェックマークを付すこと。実習監督を行った又は雇用した技能実習生が1名以上の場合は「有」にチェックマークを付し、その行方不明者数及び在籍者総数を記載すること。また、当該行方不明者の発生が、申請者の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由に示さない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。

5 相談対応に係る措置状況（登録支援機関登録（更新）申請書（別記第29号の15様式）に記載した対応可能言語の全てについて記載すること。)

(1) 対応可能言語	語		
(2) 対応方法	<input type="checkbox"/> 登録支援機関職員 ()	<input type="checkbox"/> 登録支援機関職員 ()	<input type="checkbox"/> 登録支援機関職員 ()
	<input type="checkbox"/> 通訳人委託 ()	<input type="checkbox"/> 通訳人委託 ()	<input type="checkbox"/> 通訳人委託 ()
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()
(3) 対応時間	<input type="checkbox"/> 以下のいずれにも対応 ・ 特定技能労働者等との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて曜日（1週当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上）に対応 ・ 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応	<input type="checkbox"/> 以下のいずれにも対応 ・ 特定技能労働者等との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて曜日（1週当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上）に対応 ・ 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応	<input type="checkbox"/> 以下のいずれにも対応 ・ 特定技能労働者等との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて曜日（1週当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上）に対応 ・ 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応
(4) 緊急時の対応			

(注)

- 「1」欄は、日本語を除く、対応可能な外国語について記載すること。
- 「2」欄は、「1」欄の言語での対応可能な方法について、該当するものにチェックマークを付すこと。なお、該当には、対応可能な場合について記載すること。
- 「3」欄は、対応時間について記載の上、「以下のいずれにも対応」にチェックマークを付すこと。
- 「4」欄は、「3」欄の対応時間以外で緊急な対応が必要となった場合の対応方法について記載すること。

6 情報提供体制等（次の（1）から（3）の全ての体制を有していることを確認の上、それぞれチェックマークを付すこと。）

(1) <input type="checkbox"/>	特定技能外国人が十分に理解できる言語による適切な研修提供体制を有している。 (以下①及び②を実施できること。)	
	① 事前ガイダンス	
	実施時期	・ 在留資格認定申請書交付申請前までに実施 ・ 在留資格変更許可申請前までに実施
	実施時間	・ 特定技能外国人1名について3時間程度実施
	実施方法	・ 外国人が十分に理解できる言語により対面又はテレビ電話を用いて適切に実施
	② 生活オリエンテーション	
	実施時期	・ 入国後（在留資格変更許可後）遅滞なく実施
	実施時間	・ 特定技能外国人1名について8時間以上実施
	実施方法	・ 外国人が十分に理解できる言語により適切に実施
	(2) <input type="checkbox"/>	担当職員を確保しての特定技能外国人が十分に理解できる言語による適切な相談体制を有している。
(3) <input type="checkbox"/>	支援責任者又は支援担当者（特定技能外国人及びその研修をする立場にある者）との定期的な相談体制を有している。	
	実施時期	・ 3ヵ月に1回以上実施
	実施方法	外国人 ・ 外国人が十分に理解できる言語により対面を実施し、法令違反その他の問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報 ・ 生活オリエンテーションで提供した研修を必要に応じて提供 監修者 ・ 対面を実施し、法令違反その他の問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報

7 その他特記事項

(注) 特記事項には、3欄から4欄までの記載事項以外に特記記載する事項がある場合に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日

作務支援機関の氏名又は名称 _____

作 成 責 任 者 氏名 _____

66

参考様式第
2-2-2号

(新設)

参考様式第2-2-2号

登録支援機関概要書(更新用)

1 登録支援機関の概要

(1) 登録番号											(大規模で記載)
(2) 法人番号											
(3) 機関の類型	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 非営利 <input type="checkbox"/> 可営利 <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 商工会議所又は商工会 <input type="checkbox"/> 協賛協同組合 <input type="checkbox"/> 中小企業事業協同組合 <input type="checkbox"/> 農協同組合 <input type="checkbox"/> 農業者協同組合 <input type="checkbox"/> 公益財団法人 <input type="checkbox"/> 公益社団法人 <input type="checkbox"/> 一般財団法人 <input type="checkbox"/> 一般社団法人 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> 営護上法人 <input type="checkbox"/> 行政書士法人 <input type="checkbox"/> その他()										
(4) 氏名又は名称	はりがな										
(5) 住所	〒 - (市区又は上たる事務所) (郵便番号) - -)										
(6) 代表者氏名	はりがな										
(7) 役員氏名	①										役職
	②										役職
	③										役職
	④										役職
	⑤										役職
	⑥										役職

--	--	--	--	--	--

(ふりがな) (8) 支援責任者氏名		役 職	
(9) 常勤職員数	合計	人	
(10) 支援所体番号	77		

- 〔注〕
- (2) 及び (7) 欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
 - (3) 欄は、該当する種類の類型について、該当するものにチェックマークを付すること。
 - (4)、(9) 及び (8) 欄は、両部表記を必ず記載すること。
 - (7) 欄は、全ての職員について記載すること。記載されているものには限らず、空白の欄も含めて記載すること。なお、記入欄が足りない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。
 - (8) 欄は、支援所長を職務名で記入している場合は、「職名のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。
 - (10) 欄は、支援所所長に対しては支援所体番号を記している場合に記載すること。

2. 支援業務を行う事務所の概要

(1)	(ふりがな) 名 称		
	備 考 記 号		
	所 在 地	〒 - (郵便番号)	
	(備 考 記 号)		
	職員数	常勤	計__名 (うち、支援業務の実務に従事する者 計__名)
	非常勤	計__名 (うち、支援業務の実務に従事する者 計__名)	
(ふりがな) 支援担当者氏名		役 職	
(2)	(ふりがな) 名 称		
	備 考 記 号		
	所 在 地	〒 - (郵便番号)	
	(備 考 記 号)		
	職員数	常勤	計__名 (うち、支援業務の実務に従事する者 計__名)
	非常勤	計__名 (うち、支援業務の実務に従事する者 計__名)	
(ふりがな) 支援担当者氏名		役 職	

- 〔注〕
- 支援業務を行う事務所が3つ以上ある場合は、「(名称)の欄」に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。
 - 支援所長を職務名で記入する場合は、「(支援担当者氏名)の欄」に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。

3 支援委託契約を締結している特定技能所属機関等（この欄に記載する場合は、後記4の記載は不要。）

(1) 支援委託契約を締結している特定技能所属機関	機関
(2) (1)との契約に基づき支援を行っている1号特定技能外国人	名

- (注) 1 (1)欄は、1号以内で支援委託契約を締結している特定技能所属機関の数を記載すること。
2 (2)欄は、1号以内で1号特定技能外国人を支援を行っている1号特定技能外国人の数を記載すること。

4 登録支援機関及び役職員の実績等（上記3「支援委託契約を締結している特定技能所属機関等」に記載しない場合に、次の〔1〕から〔4〕のいずれかにチェックマークを付し、太枠内を記載すること。複数にチェックマークを付すことも可。）

(1)	過去2年間に中長滞在留者(注)の受入れ又は労働を適正に行った実績があること	受入れ・管理人数	受入れ期間中の法令遵守
		名	<input type="checkbox"/> 法令遵守 <input type="checkbox"/> 法令違反・行政措置あり
	添付書類	以下の添付書類を提出すること。 ただし、記載内容として実態を有している場合や登録支援機関として1号特定技能外国人の支援を行っている場合は、添付書類の提出が要。 <input type="checkbox"/> 受け入れた中長滞在留者リスト（参考様式第ニエー3号）	

- (注) 1 「中長滞在留者」とは、入管法第25条第1の1の表、その表及びその表（滞在留者に係る）の上欄の記載事項を有する者をいう。
2 「適正に行った」とは、入管法、労働基準法、労働基準法及び就業規則に関する法令の決定に違反したことがなく、且別に定められたこと、定例裁判を受けたことのほか、①労働基準法上の処罰命令又は処罰記録を受けていないことをいう。適正に行っている場合は「法令遵守」欄に、適正に行っていない場合は「法令違反・行政措置あり」欄にチェックマークを付すこと。

(2)	過去2年間に報酬を得る目的で業として在留外国人に関する各種知識業務に就事した経験があること	各種の相談業務の内容（具体的に記載すること。）	
		添付書類	以下の添付書類を提出すること。 <input type="checkbox"/> 弁護士やこれらの者で構成される法人であることを証する書類 <input type="checkbox"/> 在留外国人の各種の相談業務に係る契約書及びその契約に基づき報酬を受けたことが分かる書類

(注) 業として、報酬を得て行った在留外国人に関する相談業務の範囲について記載すること。

(3)	支援責任者及び支援担当者に過去5年間に2年以上の中長滞在留者(注)の生活相談業務に就事した一定の経験があること	支援責任者	生活相談業務期間	年月日～年月日
			生活相談業務に就事した機関	機関名称： 所在地：
			生活相談業務内容	以下の「チェック項目」すべてにチェックマークを付すこと。 <input type="checkbox"/> 生活に必要な契約に係る支援に関するもの <input type="checkbox"/> 生活オリエンテーションに関するもの <input type="checkbox"/> 定期的な相談に関するもの <input type="checkbox"/> その他（ ）
			経験の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

--	--	--	--

必 ず い ず れ か	<input type="checkbox"/> 以下の計行内記を提出すること。 <input type="checkbox"/> 生活相談業務を行った中長期滞在者リスト <small>(参考様式第2-2-4号)</small> <input type="checkbox"/> 訪問支援の対象者の所属機関が同一の場合 <input type="checkbox"/> 当該機関で生活相談業務に従事したこと及びその機関を証する書類 <input type="checkbox"/> 当該機関の対象者の所属機関が同一でない場合 <input type="checkbox"/> 対象者の生活相談業務に係る契約書及びその契約に基づき報酬を受けたことを証する書類 <input type="checkbox"/> その他()
	生活相談業務期間 年 月 日～ 年 月 日
生活相談業務に従事した機関	機関名称： 所 在 地：
生活相談業務の目的	以下の計行内記1つ以上がチェックマークを付すこと。 <input type="checkbox"/> 生活に必要な契約に係る支援に関するもの <input type="checkbox"/> 生活オリエンテーションに関するもの <input type="checkbox"/> 定期的な相談に関するもの <input type="checkbox"/> その他()
報酬の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
必 ず い ず れ か	<input type="checkbox"/> 以下の計行内記を提出すること。 <input type="checkbox"/> 生活相談業務を行った中長期滞在者リスト <small>(参考様式第2-2-4号)</small> <input type="checkbox"/> 訪問支援の対象者の所属機関が同一の場合 <input type="checkbox"/> 当該機関で生活相談業務に従事したこと及びその機関を証する書類 <input type="checkbox"/> 当該機関の対象者の所属機関が同一でない場合 <input type="checkbox"/> 対象者の生活相談業務に係る契約書及びその契約に基づき報酬を受けたことを証する書類 <input type="checkbox"/> その他()

《注》
 1 「中長期滞在者」とは、入居前調査書1の2の表、2の表及び3の表（世帯世帯員表）の上欄の住所を記入する者をいう。
 2 当該住所及び入居前調査書の提出が年間に2年以上と当該住所の生活相談業務に従事した期間について記載すること。
 3 報酬の支払方法又は当該報酬が提供されている場合は、最初でも1以上の住所について記載すること。

(4) <input type="checkbox"/>	(1)から(3)までに掲げるもののほか、これらに支援業務を適正に実施することができること	以下の計行内記を全て記入すること。 <input type="checkbox"/> 法施行規則第19条の2第3号ニに該当することの説明書（任意様式） <input type="checkbox"/> 法施行規則第19条の2第3号ニに該当することの説明書に係る訂正料	最長5年間に労働基準監督署から是正勧告を受けたことの有無 <input type="checkbox"/> 是正勧告あり <input type="checkbox"/> 是正勧告なし
		以下の計行内記を全て記入すること。 <input type="checkbox"/> 法施行規則第19条の2第3号ニに該当することの説明書（任意様式） <input type="checkbox"/> 法施行規則第19条の2第3号ニに該当することの説明書に係る訂正料	最長5年間に労働基準監督署から是正勧告を受けたことの有無 <input type="checkbox"/> 是正勧告あり <input type="checkbox"/> 是正勧告なし

《注》(1)から(3)までのいずれにも該当しない場合に「チェックマーク」を付すこと。また、最長5年間に労働基準監督署から是正勧告を受けたことの有無については、是正勧告を受けた場合は「是正勧告あり」、無に、是正勧告を受けていない場合は「是正勧告なし」にチェックマークを付すこと。

5 過去1年間における行方不明者の発生状況（行方不明者数／在籍者数）

(1) 雇用した特定技能外国人	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※「有」の場合に記録 有 / 無	うち直めに帰すべき事由による行方不明	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし
(2) 支援を行った1号特定技能外国人	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※「有」の場合に記録 有 / 無	うち直めに帰すべき事由による行方不明	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし
(3) 実習期間又は雇用した技能実習生	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※「有」の場合に記録 有 / 無	うち直めに帰すべき事由による行方不明	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし

【注】

- (1) 欄は、雇用した特定技能外国人のいない場合は「無」にチェックマークを付すこと。雇用した特定技能外国人がいる場合は「有」にチェックマークを付し、その行方不明者数及び在籍者数を記載すること。また、当該行方不明者の帰国が、申請者の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由に由来しない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。
- (2) 欄は、支援を行った1号特定技能外国人のいない場合は「無」にチェックマークを付すこと。支援を行った1号特定技能外国人がいる場合は「有」にチェックマークを付し、その行方不明者数及び在籍者数を記載すること。また、当該行方不明者の帰国が、申請者の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由に由来しない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。
- (3) 欄は、実習期間を行った又は雇用した技能実習生のいない場合は「無」にチェックマークを付すこと。実習期間を行った又は雇用した技能実習生がいる場合は「有」にチェックマークを付し、その行方不明者数及び在籍者数を記載すること。また、当該行方不明者の帰国が、申請者の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由に由来しない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。

6 相談対応に係る措置状況（登録支援機関登録（更新）申請書（別記第29号の15様式）に記載した対応可能言語の全てについて記載すること。）

(1) 対応可能言語	語	語	語
(2) 対応方法	<input type="checkbox"/> 登録支援機関職員 () <input type="checkbox"/> 通訳人委託 () <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 登録支援機関職員 () <input type="checkbox"/> 通訳人委託 () <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 登録支援機関職員 () <input type="checkbox"/> 通訳人委託 () <input type="checkbox"/> その他 ()
(3) 対応時期	<input type="checkbox"/> 以下のいずれにも対応 ・ 特定技能申請機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上）に対応 ・ 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応	<input type="checkbox"/> 以下のいずれにも対応 ・ 特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上）に対応 ・ 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応	<input type="checkbox"/> 以下のいずれにも対応 ・ 特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上）に対応 ・ 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応
(4) 緊急時の対応			

【注】

- (1) 欄は、日本語を除く、対応可能な外国語について記載すること。
- (2) 欄は、(1) 欄の言語での対応可能な言語について、該当するものにチェックマークを付すこと。なお、緊急時には、対応可能な言語について記載すること。
- (3) 欄は、対応時期について前記の1、「以下のいずれにも対応」にチェックマークを付すこと。
- (4) 欄は、(1) 欄の対応可能な外国語と緊急時の対応が必要な場合の対応言語について記載すること。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

7 情報提供体制等（次の（1）から（3）の全ての体制を有していることを確認の上、チェックマークを付すこと。）

(1) <input type="checkbox"/>	特定技能外国人が十分に理解できる言語による適切な情報提供体制を有している。 (以下①及び②を実施できること。)				
	① 事前ガイダンス				
	実施時期	・ 在留資格認定証明書交付申請前までに実施 ・ 在留資格変更許可申請前までに実施			
	実施時期	・ 特定技能外国人1名について8時間程度実施			
	実施方法	・ 外国人が十分に理解できる言語により対面又はテレビ電話を用いて適切に実施			
	② 生活オリエンテーション				
実施時期	・ 入国後（在留資格変更許可後）遅滞なく実施				
実施時期	・ 特定技能外国人1名について8時間以上実施				
実施方法	・ 外国人が十分に理解できる言語により適切に実施				
(2) <input type="checkbox"/>	担当職員を確保しての特定技能外国人が十分に理解できる言語による適切な相談体制を有している。				
(3) <input type="checkbox"/>	支援責任者又は支援担当者（特定技能外国人及びその監督をする立場にある）との定期的な相談体制を有している。				
	実施時期	・ 3か月に1回以上実施			
	実施方法	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">外国人</td> <td>・ 外国人が十分に理解できる言語により対面を実施し、法令違反その他の課題の発生があったときは、その旨を関係行政機関に通報 ・ 生活オリエンテーションで提供される情報を必要に応じて提供</td> </tr> <tr> <td>監督者</td> <td>・ 対面を実施し、法令違反その他の課題の発生があったときは、その旨を関係行政機関に通報</td> </tr> </table>	外国人	・ 外国人が十分に理解できる言語により対面を実施し、法令違反その他の課題の発生があったときは、その旨を関係行政機関に通報 ・ 生活オリエンテーションで提供される情報を必要に応じて提供	監督者
外国人	・ 外国人が十分に理解できる言語により対面を実施し、法令違反その他の課題の発生があったときは、その旨を関係行政機関に通報 ・ 生活オリエンテーションで提供される情報を必要に応じて提供				
監督者	・ 対面を実施し、法令違反その他の課題の発生があったときは、その旨を関係行政機関に通報				

8 その他特記事項

（注）特記事項には、1欄から7欄までの記載事項以外に特記記載する事項がある場合は記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日

登録支援機関の氏名又は名称 _____

作 成 責 任 者 氏名・氏名 _____

参考様式第2-4号

支援責任者の履歴書

①氏名 (ふりがな)	②性別		男・女
	③生年月日		年 月 日
④国籍・地域			
⑤住所		〒 — (電話 — —)	
⑥勤務先			
⑦勤務先住所		〒 — (電話 — —)	
⑧役職名			
⑨学歴・職歴	年	月	最終学歴・主たる職歴
⑩資格・免許			
⑪過去5年間に2年以上中長期在留者の生活相談業務に従事した経験			

(注四)

⑪は、入管法別表第1の1、2及び3（滞在資格に用いる。）の在留資格による中長期在留者の生活相談業務に従事した経験がある場合、所属した機関、従事した生活相談業務内容、就業期間等について具体的に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日 作成

支援責任者の氏名

参考様式第2-4号

支援責任者の履歴書

①氏名 (ふりがな)	②性別		男・女
	③生年月日		年 月 日
④国籍・地域			
⑤住所		〒 — (電話 — —)	
⑥勤務先			
⑦勤務先住所		〒 — (電話 — —)	
⑧社職名			
⑨学歴・職歴	年	月	最終学歴・主たる職歴
⑩資格・免許			

(注五)

⑩の職歴について、退職済みの職歴は、入社と退社を別にして記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日 作成

支援責任者の氏名

参考様式第2-6号

支援担当者の履歴書

①氏名 (ふりがな)	②性別		男・女
	③生年月日		年 月 日
④四捨・地域			
⑤住所	〒	—	(電話 — —)
⑥勤務先			
⑦勤務先住所	〒	—	(電話 — —)
⑧役職名			
⑨学歴・職歴	年	月	最終学歴・主たる職歴
⑩資格・免許			
⑪ 満20歳に達した日以後の連続した2年以上、かつ中長年在住者の生活相談業務に従事した経歴			

(注意)

⑪は、入居法別表第1の1、2及び5（専任資格に限る）の在籍資格による中長年在住者の生活相談業務に従事した経歴がある場合、所属した機関、従事した生活相談業務内容、従事期間等について具体的に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日 作成

支援担当者の氏名

参考様式第2-6号

支援担当者の履歴書

①氏名 (ふりがな)	②性別		男・女
	③生年月日		年 月 日
④四捨・地域			
⑤住所	〒	—	(電話 — —)
⑥勤務先			
⑦勤務先住所	〒	—	(電話 — —)
⑧役職名			
⑨学歴・職歴	年	月	最終学歴・主たる職歴
⑩資格・免許			

(注意)

⑨の職歴について、退職済みの職歴は、入社と退社を別にして記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日 作成

支援担当者の氏名

75	参考様式第 3-3-2号	(記載要領) 1	<p>(記載要領)</p> <p>1 特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定産業分野</th> <th>業務区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護分野</td> <td>身体介護等</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td> <td>建築物内部の清掃</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td> <td>施設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進捗管理その他のマネジメント業務</td> </tr> <tr> <td>成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号</td> <td>機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理</td> </tr> <tr> <td>成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能1号</td> <td>土木 建築 ライフライン・設備</td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能1号</td> <td>船体 仕上げ</td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能2号</td> <td>船装 機械加工</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鉄工 電気機器組立て</td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能1号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能2号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能1号</td> <td>空港グランドハンドリング 航空機整備</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能1号</td> <td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能2号</td> <td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能1号</td> <td>耕種農業全般 畜産農業全般</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能2号</td> <td>耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能1号</td> <td>漁業 養殖業</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能2号</td> <td>漁業、漁業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td> </tr> <tr> <td>飲食料品製造業分野・特定技能1号</td> <td>飲食料品製造全般</td> </tr> <tr> <td>飲食料品製造業分野・特定技能2号</td> <td>飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能1号</td> <td>外食業全般</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能2号</td> <td>外食業全般及び店舗経営</td> </tr> </tbody> </table>	特定産業分野	業務区分	介護分野	身体介護等	ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野・特定技能2号	施設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進捗管理その他のマネジメント業務	成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理	成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号		建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備	建設分野・特定技能2号		造船・船用工業分野・特定技能1号	船体 仕上げ	造船・船用工業分野・特定技能2号	船装 機械加工		鉄工 電気機器組立て	自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務	自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務	航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備	航空分野・特定技能2号		宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般	農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務	漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業	漁業分野・特定技能2号	漁業、漁業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理	飲食料品製造業分野・特定技能1号	飲食料品製造全般	飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務	外食業分野・特定技能1号	外食業全般	外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営	<p>(記載要領)</p> <p>1 特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定産業分野</th> <th>業務区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護分野</td> <td>身体介護等</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td> <td>建築物内部の清掃</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td> <td>施設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進捗管理その他のマネジメント業務</td> </tr> <tr> <td>成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号</td> <td>機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理</td> </tr> <tr> <td>成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能1号</td> <td>土木 建築 ライフライン・設備</td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能1号</td> <td>造船 船用機械 船用電気電子機器</td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能1号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能2号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能1号</td> <td>空港グランドハンドリング 航空機整備</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能1号</td> <td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能2号</td> <td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能1号</td> <td>耕種農業全般 畜産農業全般</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能2号</td> <td>耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能1号</td> <td>漁業 養殖業</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能2号</td> <td>漁業、漁業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td> </tr> <tr> <td>飲食料品製造業分野・特定技能1号</td> <td>飲食料品製造全般</td> </tr> <tr> <td>飲食料品製造業分野・特定技能2号</td> <td>飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能1号</td> <td>外食業全般</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能2号</td> <td>外食業全般及び店舗経営</td> </tr> </tbody> </table>	特定産業分野	業務区分	介護分野	身体介護等	ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野・特定技能2号	施設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進捗管理その他のマネジメント業務	成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理	成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号		建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備	建設分野・特定技能2号		造船・船用工業分野・特定技能1号	造船 船用機械 船用電気電子機器	造船・船用工業分野・特定技能2号		自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務	自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務	航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備	航空分野・特定技能2号		宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般	農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務	漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業	漁業分野・特定技能2号	漁業、漁業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理	飲食料品製造業分野・特定技能1号	飲食料品製造全般	飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務	外食業分野・特定技能1号	外食業全般	外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営
特定産業分野	業務区分																																																																																																					
介護分野	身体介護等																																																																																																					
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃																																																																																																					
ビルクリーニング分野・特定技能2号	施設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進捗管理その他のマネジメント業務																																																																																																					
成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理																																																																																																					
成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号																																																																																																						
建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備																																																																																																					
建設分野・特定技能2号																																																																																																						
造船・船用工業分野・特定技能1号	船体 仕上げ																																																																																																					
造船・船用工業分野・特定技能2号	船装 機械加工																																																																																																					
	鉄工 電気機器組立て																																																																																																					
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務																																																																																																					
自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務																																																																																																					
航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備																																																																																																					
航空分野・特定技能2号																																																																																																						
宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																																					
宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																																					
農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般																																																																																																					
農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																																					
漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業																																																																																																					
漁業分野・特定技能2号	漁業、漁業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理																																																																																																					
飲食料品製造業分野・特定技能1号	飲食料品製造全般																																																																																																					
飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																																					
外食業分野・特定技能1号	外食業全般																																																																																																					
外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営																																																																																																					
特定産業分野	業務区分																																																																																																					
介護分野	身体介護等																																																																																																					
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃																																																																																																					
ビルクリーニング分野・特定技能2号	施設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進捗管理その他のマネジメント業務																																																																																																					
成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理																																																																																																					
成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号																																																																																																						
建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備																																																																																																					
建設分野・特定技能2号																																																																																																						
造船・船用工業分野・特定技能1号	造船 船用機械 船用電気電子機器																																																																																																					
造船・船用工業分野・特定技能2号																																																																																																						
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務																																																																																																					
自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務																																																																																																					
航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備																																																																																																					
航空分野・特定技能2号																																																																																																						
宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																																					
宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																																					
農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般																																																																																																					
農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																																					
漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業																																																																																																					
漁業分野・特定技能2号	漁業、漁業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理																																																																																																					
飲食料品製造業分野・特定技能1号	飲食料品製造全般																																																																																																					
飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																																					
外食業分野・特定技能1号	外食業全般																																																																																																					
外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営																																																																																																					

76	参考様式第 3-4号	(記載要領) 【全般事項】 1	<p>(記載要領)</p> <p>【全般事項】</p> <p>1 特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定産業分野</th> <th>業務区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護分野</td> <td>身体介護等</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td> <td>建築物内部の清掃</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td> <td>施設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進捗管理その他のマネジメント業務</td> </tr> <tr> <td>成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号</td> <td>機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理</td> </tr> <tr> <td>成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能1号</td> <td>土木 建築 ライフライン・設備</td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能1号</td> <td>船体 仕上げ</td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能2号</td> <td>船装 機械加工</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鉄工 電気機器組立て</td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能1号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能2号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能1号</td> <td>空港グランドハンドリング 航空機整備</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能1号</td> <td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能2号</td> <td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能1号</td> <td>耕種農業全般 畜産農業全般</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能2号</td> <td>耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能1号</td> <td>漁業 養殖業</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能2号</td> <td>漁業、漁業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td> </tr> <tr> <td>飲食料品製造業分野・特定技能1号</td> <td>飲食料品製造全般</td> </tr> <tr> <td>飲食料品製造業分野・特定技能2号</td> <td>飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能1号</td> <td>外食業全般</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能2号</td> <td>外食業全般及び店舗経営</td> </tr> </tbody> </table>	特定産業分野	業務区分	介護分野	身体介護等	ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野・特定技能2号	施設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進捗管理その他のマネジメント業務	成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理	成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号		建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備	建設分野・特定技能2号		造船・船用工業分野・特定技能1号	船体 仕上げ	造船・船用工業分野・特定技能2号	船装 機械加工		鉄工 電気機器組立て	自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務	自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務	航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備	航空分野・特定技能2号		宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般	農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務	漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業	漁業分野・特定技能2号	漁業、漁業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理	飲食料品製造業分野・特定技能1号	飲食料品製造全般	飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務	外食業分野・特定技能1号	外食業全般	外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営	<p>(記載要領)</p> <p>【全般事項】</p> <p>1 特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定産業分野</th> <th>業務区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護分野</td> <td>身体介護等</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td> <td>建築物内部の清掃</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td> <td>施設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進捗管理その他のマネジメント業務</td> </tr> <tr> <td>成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号</td> <td>機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理</td> </tr> <tr> <td>成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能1号</td> <td>土木 建築 ライフライン・設備</td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能1号</td> <td>造船 船用機械 船用電気電子機器</td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能1号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能2号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能1号</td> <td>空港グランドハンドリング 航空機整備</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能1号</td> <td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能2号</td> <td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能1号</td> <td>耕種農業全般 畜産農業全般</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能2号</td> <td>耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能1号</td> <td>漁業 養殖業</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能2号</td> <td>漁業、漁業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td> </tr> <tr> <td>飲食料品製造業分野・特定技能1号</td> <td>飲食料品製造全般</td> </tr> <tr> <td>飲食料品製造業分野・特定技能2号</td> <td>飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能1号</td> <td>外食業全般</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能2号</td> <td>外食業全般及び店舗経営</td> </tr> </tbody> </table>	特定産業分野	業務区分	介護分野	身体介護等	ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野・特定技能2号	施設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進捗管理その他のマネジメント業務	成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理	成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号		建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備	建設分野・特定技能2号		造船・船用工業分野・特定技能1号	造船 船用機械 船用電気電子機器	造船・船用工業分野・特定技能2号		自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務	自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務	航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備	航空分野・特定技能2号		宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般	農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務	漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業	漁業分野・特定技能2号	漁業、漁業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理	飲食料品製造業分野・特定技能1号	飲食料品製造全般	飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務	外食業分野・特定技能1号	外食業全般	外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営
特定産業分野	業務区分																																																																																																					
介護分野	身体介護等																																																																																																					
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃																																																																																																					
ビルクリーニング分野・特定技能2号	施設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進捗管理その他のマネジメント業務																																																																																																					
成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理																																																																																																					
成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号																																																																																																						
建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備																																																																																																					
建設分野・特定技能2号																																																																																																						
造船・船用工業分野・特定技能1号	船体 仕上げ																																																																																																					
造船・船用工業分野・特定技能2号	船装 機械加工																																																																																																					
	鉄工 電気機器組立て																																																																																																					
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務																																																																																																					
自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務																																																																																																					
航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備																																																																																																					
航空分野・特定技能2号																																																																																																						
宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																																					
宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																																					
農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般																																																																																																					
農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																																					
漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業																																																																																																					
漁業分野・特定技能2号	漁業、漁業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理																																																																																																					
飲食料品製造業分野・特定技能1号	飲食料品製造全般																																																																																																					
飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																																					
外食業分野・特定技能1号	外食業全般																																																																																																					
外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営																																																																																																					
特定産業分野	業務区分																																																																																																					
介護分野	身体介護等																																																																																																					
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃																																																																																																					
ビルクリーニング分野・特定技能2号	施設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進捗管理その他のマネジメント業務																																																																																																					
成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理																																																																																																					
成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号																																																																																																						
建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備																																																																																																					
建設分野・特定技能2号																																																																																																						
造船・船用工業分野・特定技能1号	造船 船用機械 船用電気電子機器																																																																																																					
造船・船用工業分野・特定技能2号																																																																																																						
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務																																																																																																					
自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務																																																																																																					
航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備																																																																																																					
航空分野・特定技能2号																																																																																																						
宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																																					
宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																																					
農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般																																																																																																					
農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																																					
漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業																																																																																																					
漁業分野・特定技能2号	漁業、漁業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理																																																																																																					
飲食料品製造業分野・特定技能1号	飲食料品製造全般																																																																																																					
飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																																					
外食業分野・特定技能1号	外食業全般																																																																																																					
外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営																																																																																																					

77	参考様式第 3-5号	(記載要領) 1	<p>(記載要領)</p> <p>1 特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定産業分野</th> <th>業務区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護分野</td> <td>身体介護等</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td> <td>建築物内部の清掃</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td> <td>施設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進捗管理その他のマネジメント業務</td> </tr> <tr> <td>成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号</td> <td rowspan="2">機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理</td> </tr> <tr> <td>成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号</td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能1号</td> <td rowspan="2">土木 建築 ライフライン・設備</td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能2号</td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能1号</td> <td rowspan="2">造船 舶用機械 舶用電気電子機器</td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能2号</td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能1号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能2号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能1号</td> <td>空港グランドハンドリング 航空機整備</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能2号</td> <td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能1号</td> <td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能2号</td> <td>多種農業全般 畜産農業全般</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能1号</td> <td>多種農業全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能2号</td> <td>畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能1号</td> <td>漁業 養殖業</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能2号</td> <td>漁業、養殖業を指導監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td> </tr> <tr> <td>飲食物品製造業分野・特定技能1号</td> <td>飲食物品製造全般</td> </tr> <tr> <td>飲食物品製造業分野・特定技能2号</td> <td>飲食物品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能1号</td> <td>外食業全般</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能2号</td> <td>外食業全般及び店舗経営</td> </tr> </tbody> </table>	特定産業分野	業務区分	介護分野	身体介護等	ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野・特定技能2号	施設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進捗管理その他のマネジメント業務	成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理	成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号	建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備	建設分野・特定技能2号	造船・船用工業分野・特定技能1号	造船 舶用機械 舶用電気電子機器	造船・船用工業分野・特定技能2号	自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務	自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務	航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備	航空分野・特定技能2号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	宿泊分野・特定技能1号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	宿泊分野・特定技能2号	多種農業全般 畜産農業全般	農業分野・特定技能1号	多種農業全般及び当該業務に関する管理業務	農業分野・特定技能2号	畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務	漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業	漁業分野・特定技能2号	漁業、養殖業を指導監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理	飲食物品製造業分野・特定技能1号	飲食物品製造全般	飲食物品製造業分野・特定技能2号	飲食物品製造全般及び当該業務に関する管理業務	外食業分野・特定技能1号	外食業全般	外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営	<p>(記載要領)</p> <p>1 特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定産業分野</th> <th>業務区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護分野</td> <td>身体介護等</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td> <td>建築物内部の清掃</td> </tr> <tr> <td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td> <td>建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進捗管理その他のマネジメント業務</td> </tr> <tr> <td>成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号</td> <td rowspan="2">機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理</td> </tr> <tr> <td>成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号</td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能1号</td> <td rowspan="2">土木 建築 ライフライン・設備</td> </tr> <tr> <td>建設分野・特定技能2号</td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能1号</td> <td rowspan="2">造船 舶用機械 舶用電気電子機器</td> </tr> <tr> <td>造船・船用工業分野・特定技能2号</td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能1号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td> </tr> <tr> <td>自動車整備分野・特定技能2号</td> <td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能1号</td> <td>空港グランドハンドリング 航空機整備</td> </tr> <tr> <td>航空分野・特定技能2号</td> <td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能1号</td> <td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td> </tr> <tr> <td>宿泊分野・特定技能2号</td> <td>多種農業全般 畜産農業全般</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能1号</td> <td>多種農業全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>農業分野・特定技能2号</td> <td>畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能1号</td> <td>漁業 養殖業</td> </tr> <tr> <td>漁業分野・特定技能2号</td> <td>漁業、養殖業を指導監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td> </tr> <tr> <td>飲食物品製造業分野・特定技能1号</td> <td>飲食物品製造全般</td> </tr> <tr> <td>飲食物品製造業分野・特定技能2号</td> <td>飲食物品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能1号</td> <td>外食業全般</td> </tr> <tr> <td>外食業分野・特定技能2号</td> <td>外食業全般及び店舗経営</td> </tr> </tbody> </table>	特定産業分野	業務区分	介護分野	身体介護等	ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進捗管理その他のマネジメント業務	成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理	成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号	建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備	建設分野・特定技能2号	造船・船用工業分野・特定技能1号	造船 舶用機械 舶用電気電子機器	造船・船用工業分野・特定技能2号	自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務	自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務	航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備	航空分野・特定技能2号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	宿泊分野・特定技能1号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	宿泊分野・特定技能2号	多種農業全般 畜産農業全般	農業分野・特定技能1号	多種農業全般及び当該業務に関する管理業務	農業分野・特定技能2号	畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務	漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業	漁業分野・特定技能2号	漁業、養殖業を指導監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理	飲食物品製造業分野・特定技能1号	飲食物品製造全般	飲食物品製造業分野・特定技能2号	飲食物品製造全般及び当該業務に関する管理業務	外食業分野・特定技能1号	外食業全般	外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営
特定産業分野	業務区分																																																																																													
介護分野	身体介護等																																																																																													
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃																																																																																													
ビルクリーニング分野・特定技能2号	施設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進捗管理その他のマネジメント業務																																																																																													
成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理																																																																																													
成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号																																																																																														
建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備																																																																																													
建設分野・特定技能2号																																																																																														
造船・船用工業分野・特定技能1号	造船 舶用機械 舶用電気電子機器																																																																																													
造船・船用工業分野・特定技能2号																																																																																														
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務																																																																																													
自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務																																																																																													
航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備																																																																																													
航空分野・特定技能2号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																													
宿泊分野・特定技能1号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																													
宿泊分野・特定技能2号	多種農業全般 畜産農業全般																																																																																													
農業分野・特定技能1号	多種農業全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																													
農業分野・特定技能2号	畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																													
漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業																																																																																													
漁業分野・特定技能2号	漁業、養殖業を指導監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理																																																																																													
飲食物品製造業分野・特定技能1号	飲食物品製造全般																																																																																													
飲食物品製造業分野・特定技能2号	飲食物品製造全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																													
外食業分野・特定技能1号	外食業全般																																																																																													
外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営																																																																																													
特定産業分野	業務区分																																																																																													
介護分野	身体介護等																																																																																													
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃																																																																																													
ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進捗管理その他のマネジメント業務																																																																																													
成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理																																																																																													
成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号																																																																																														
建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備																																																																																													
建設分野・特定技能2号																																																																																														
造船・船用工業分野・特定技能1号	造船 舶用機械 舶用電気電子機器																																																																																													
造船・船用工業分野・特定技能2号																																																																																														
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務																																																																																													
自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務																																																																																													
航空分野・特定技能1号	空港グランドハンドリング 航空機整備																																																																																													
航空分野・特定技能2号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																													
宿泊分野・特定技能1号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務																																																																																													
宿泊分野・特定技能2号	多種農業全般 畜産農業全般																																																																																													
農業分野・特定技能1号	多種農業全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																													
農業分野・特定技能2号	畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																													
漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業																																																																																													
漁業分野・特定技能2号	漁業、養殖業を指導監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理																																																																																													
飲食物品製造業分野・特定技能1号	飲食物品製造全般																																																																																													
飲食物品製造業分野・特定技能2号	飲食物品製造全般及び当該業務に関する管理業務																																																																																													
外食業分野・特定技能1号	外食業全般																																																																																													
外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営																																																																																													

78	参考様式第 3-7号	<p>参考様式第3-7号 (別紙)</p> <p>1号特定技能外国人支援対象者名簿</p> <p>特定技能所属機関の氏名又は名称:</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名 (ローマ字)</th> <th>性別</th> <th>生年月日</th> <th>国籍・地域</th> <th>在留カード番号</th> <th>住所地</th> <th>支援実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>男</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>〒 (電話番号)</td> <td></td> <td>未実施の支援項目がある → □</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>女</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>〒 (電話番号)</td> <td></td> <td>未実施の支援項目がある → □</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>男</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>〒 (電話番号)</td> <td></td> <td>未実施の支援項目がある → □</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>女</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>〒 (電話番号)</td> <td></td> <td>未実施の支援項目がある → □</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>男</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>〒 (電話番号)</td> <td></td> <td>未実施の支援項目がある → □</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>女</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>〒 (電話番号)</td> <td></td> <td>未実施の支援項目がある → □</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「未実施の支援項目がある」を選択した場合には、実施していない支援項目とその理由を記載した理由書(参考様式第5-1-3号)を添付すること。</p>	氏名 (ローマ字)	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	住所地	支援実施状況	1	男	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □	2	女	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □	3	男	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □	4	女	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □	5	男	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □	6	女	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □	<p>参考様式第3-7号 (別紙)</p> <p>1号特定技能外国人支援対象者名簿</p> <p>特定技能所属機関の氏名又は名称:</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名 (ローマ字)</th> <th>性別</th> <th>生年月日</th> <th>国籍・地域</th> <th>在留カード番号</th> <th>住所地</th> <th>支援実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>男</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>〒 (電話番号)</td> <td></td> <td>未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>女</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>〒 (電話番号)</td> <td></td> <td>未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>男</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>〒 (電話番号)</td> <td></td> <td>未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>女</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>〒 (電話番号)</td> <td></td> <td>未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>男</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>〒 (電話番号)</td> <td></td> <td>未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>女</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>〒 (電話番号)</td> <td></td> <td>未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)「未実施の支援項目がある」を選択した場合には、実施していない支援項目とその理由を記載した理由書(参考様式第5-1-3号)を添付すること。 (注2) 定期面談で「四半あり」を選択した場合には、定期面談報告書(参考様式第5-5号、5-6号)を添付すること。</p>	氏名 (ローマ字)	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	住所地	支援実施状況	1	男	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし	2	女	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし	3	男	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし	4	女	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし	5	男	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし	6	女	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし	<p>参考様式第3-7号 (別紙)</p> <p>1号特定技能外国人支援対象者名簿</p> <p>特定技能所属機関の氏名又は名称:</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名 (ローマ字)</th> <th>性別</th> <th>生年月日</th> <th>国籍・地域</th> <th>在留カード番号</th> <th>住所地</th> <th>支援実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>男</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>〒 (電話番号)</td> <td></td> <td>未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>女</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>〒 (電話番号)</td> <td></td> <td>未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>男</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>〒 (電話番号)</td> <td></td> <td>未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>女</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>〒 (電話番号)</td> <td></td> <td>未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>男</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>〒 (電話番号)</td> <td></td> <td>未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>女</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>〒 (電話番号)</td> <td></td> <td>未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)「未実施の支援項目がある」を選択した場合には、実施していない支援項目とその理由を記載した理由書(参考様式第5-1-3号)を添付すること。 (注2) 定期面談で「四半あり」を選択した場合には、定期面談報告書(参考様式第5-5号、5-6号)を添付すること。</p>	氏名 (ローマ字)	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	住所地	支援実施状況	1	男	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし	2	女	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし	3	男	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし	4	女	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし	5	男	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし	6	女	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし
氏名 (ローマ字)	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	住所地	支援実施状況																																																																																																																																																	
1	男	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □																																																																																																																																																	
2	女	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □																																																																																																																																																	
3	男	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □																																																																																																																																																	
4	女	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □																																																																																																																																																	
5	男	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □																																																																																																																																																	
6	女	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □																																																																																																																																																	
氏名 (ローマ字)	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	住所地	支援実施状況																																																																																																																																																	
1	男	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし																																																																																																																																																	
2	女	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし																																																																																																																																																	
3	男	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし																																																																																																																																																	
4	女	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし																																																																																																																																																	
5	男	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし																																																																																																																																																	
6	女	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし																																																																																																																																																	
氏名 (ローマ字)	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	住所地	支援実施状況																																																																																																																																																	
1	男	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし																																																																																																																																																	
2	女	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし																																																																																																																																																	
3	男	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし																																																																																																																																																	
4	女	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし																																																																																																																																																	
5	男	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし																																																																																																																																																	
6	女	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □ *未実施の支援項目がある → □ □ 定額面談(定額面談報告書)を添付 □ 四半面談 □ 四半面談なし																																																																																																																																																	

--	--	--

氏名(ローマ字)	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	住居地	支援実施状況
7	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → □
8	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → □
9	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → □
10	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → □
11	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → □
12	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → □
13	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → □
14	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → □

(注1)「未実施の支援項目がある」を選択した場合には、実施していない支援項目とその理由を記載した理由書(参考様式第5-1-3号)を添付すること。
(注2)記載欄が足りない場合は、謄写2枚目のシートを編集した上で使用して差し支えない。

氏名(ローマ字)	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	住居地	支援実施状況
7	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	・未実施の支援項目がある → □ ・定額申請の滞りなく ① 滞りなく(定額申請報告書)を添付し ② 滞りなく
8	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	・未実施の支援項目がある → □ ・定額申請の滞りなく ① 滞りなく(定額申請報告書)を添付し ② 滞りなく
9	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	・未実施の支援項目がある → □ ・定額申請の滞りなく ① 滞りなく(定額申請報告書)を添付し ② 滞りなく
10	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	・未実施の支援項目がある → □ ・定額申請の滞りなく ① 滞りなく(定額申請報告書)を添付し ② 滞りなく
11	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	・未実施の支援項目がある → □ ・定額申請の滞りなく ① 滞りなく(定額申請報告書)を添付し ② 滞りなく
12	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	・未実施の支援項目がある → □ ・定額申請の滞りなく ① 滞りなく(定額申請報告書)を添付し ② 滞りなく
13	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	・未実施の支援項目がある → □ ・定額申請の滞りなく ① 滞りなく(定額申請報告書)を添付し ② 滞りなく
14	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	・未実施の支援項目がある → □ ・定額申請の滞りなく ① 滞りなく(定額申請報告書)を添付し ② 滞りなく

(注1)「未実施の支援項目がある」を選択した場合には、実施していない支援項目とその理由を記載した理由書(参考様式第5-1-3号)を添付すること。
(注2)定期面談で「困難あり」を選択した場合には、定期面談報告書(参考様式第5-5号、5-6号)を添付すること。

79 参考様式第4-3号

参考様式第4-3号別紙

1号特定技能外国人支援対象者名簿

登録支援機関の氏名又は名称:
特定技能所属機関の氏名又は名称:

氏名(ローマ字)	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	住居地	支援実施状況
1	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → □
2	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → □
3	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → □
4	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → □
5	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → □
6	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → □

(注)「未実施の支援項目がある」を選択した場合には、実施していない支援項目とその理由を記載した理由書(参考様式第5-1-3号)を添付すること。

参考様式第4-3号(別紙)

1号特定技能外国人支援対象者名簿

登録支援機関の氏名又は名称:
特定技能所属機関の氏名又は名称:

(※本様式は特定技能所属機関ごとに作成してください)

氏名(ローマ字)	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	住居地	支援実施状況
1	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	・未実施の支援項目がある → □ ・定額申請の滞りなく ① 滞りなく(定額申請報告書)を添付し ② 滞りなく
2	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	・未実施の支援項目がある → □ ・定額申請の滞りなく ① 滞りなく(定額申請報告書)を添付し ② 滞りなく
3	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	・未実施の支援項目がある → □ ・定額申請の滞りなく ① 滞りなく(定額申請報告書)を添付し ② 滞りなく
4	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	・未実施の支援項目がある → □ ・定額申請の滞りなく ① 滞りなく(定額申請報告書)を添付し ② 滞りなく
5	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	・未実施の支援項目がある → □ ・定額申請の滞りなく ① 滞りなく(定額申請報告書)を添付し ② 滞りなく
6	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	・未実施の支援項目がある → □ ・定額申請の滞りなく ① 滞りなく(定額申請報告書)を添付し ② 滞りなく

(注1)「未実施の支援項目がある」を選択した場合には、実施していない支援項目とその理由を記載した理由書(参考様式第5-1-3号)を添付すること。
(注2)定期面談で「困難あり」を選択した場合には、定期面談報告書(参考様式第5-5号、5-6号)を添付すること。

	氏名(ローマ字)	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	居住地	支援実施状況
7		男・女	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □
8		男・女	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □
9		男・女	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □
10		男・女	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □
11		男・女	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □
12		男・女	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □
13		男・女	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □
14		男・女	年 月 日		〒 (電話番号)		未実施の支援項目がある → □

(注1)「未実施の支援項目がある」を選択した場合は、実施していない支援項目とその理由を記載した理由書(参考様式第5-13号)を添付すること。
(注2)全ての市について記載できない場合は、適宜記載のシートを編入の上使用して差し支えない。(注3)詳細は、特設説明用紙欄にご確認ください。

	氏名(ローマ字)	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	居住地	支援実施状況
7		男・女	年 月 日		〒 (電話番号)		・未実施の支援項目がある → □ ・定額給付金の申請の有無 ① 申請あり(定額給付金受給済)を添付しを添付し ② 申請なし
8		男・女	年 月 日		〒 (電話番号)		・未実施の支援項目がある → □ ・定額給付金の申請の有無 ① 申請あり(定額給付金受給済)を添付しを添付し ② 申請なし
9		男・女	年 月 日		〒 (電話番号)		・未実施の支援項目がある → □ ・定額給付金の申請の有無 ① 申請あり(定額給付金受給済)を添付しを添付し ② 申請なし
10		男・女	年 月 日		〒 (電話番号)		・未実施の支援項目がある → □ ・定額給付金の申請の有無 ① 申請あり(定額給付金受給済)を添付しを添付し ② 申請なし
11		男・女	年 月 日		〒 (電話番号)		・未実施の支援項目がある → □ ・定額給付金の申請の有無 ① 申請あり(定額給付金受給済)を添付しを添付し ② 申請なし
12		男・女	年 月 日		〒 (電話番号)		・未実施の支援項目がある → □ ・定額給付金の申請の有無 ① 申請あり(定額給付金受給済)を添付しを添付し ② 申請なし
13		男・女	年 月 日		〒 (電話番号)		・未実施の支援項目がある → □ ・定額給付金の申請の有無 ① 申請あり(定額給付金受給済)を添付しを添付し ② 申請なし
14		男・女	年 月 日		〒 (電話番号)		・未実施の支援項目がある → □ ・定額給付金の申請の有無 ① 申請あり(定額給付金受給済)を添付しを添付し ② 申請なし

(注1)「未実施の支援項目がある」を選択した場合には、実施していない支援項目とその理由を記載した理由書(参考様式第5-13号)を添付すること。
(注2)定期面談で「問題あり」を選択した場合には、定期面談報告書(参考様式第5-5号、5-6号)を添付すること。

80 参考様式第
4-4号

参考様式第4-4号(国別別)の148名別欄

氏名	本人の状況			家族の状況			居住の状況			支援の状況		
	性別	生年月日	国籍	性別	生年月日	国籍	在留カード番号	居住地	電話番号	性別	生年月日	国籍
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												

参考様式第4-4号

登録事項変更に関する届出書別紙

1 氏名又は名称

(注意)

- 変更前必ず記載すること。
- 変更後必ず記載すること。

	変更前	変更後
(ふりがな)		
氏名又は名称		
(英語表記)		

2 住所

(注意)

- 変更前必ず記載すること。
- 変更後必ず記載すること。

	変更前	変更後
(ふりがな)		
住所		
(英語表記)		

3 代表者氏名

(注意)

- 変更前必ず記載すること。
- 変更後必ず記載すること。

	変更前	変更後
(ふりがな)		
代表者氏名		
(英語表記)		

4 支援を行う事務所

〇(注)

1. 以下のいずれかにチェックマークを付すこと。
1. 掲載が必要と記載すること。
2. 登録と関係機関内にも又は名称についても同時に変更となる場合は、「1」及び「3」も同時に欄に記載すること。
3. 登録と関係機関の住所も変更となる場合は、「2」住所」欄も記載すること。

支援を行う事務所を変更する。

	変更前	変更後
〈ふりがな〉 支援を行う事務所の 名称		
〈英略表記〉		
〈ふりがな〉 支援を行う事務所の 所在地	〒 — (電話 — —)	〒 — (電話 — —)
〈英略表記〉		

支援を行う事務所を削除する。(太枠内に削除する事務所を記載すること。)

〈ふりがな〉 支援を行う事務所の 名称	
〈英略表記〉	
〈ふりがな〉 支援を行う事務所の 所在地	〒 — (電話 — —)
〈英略表記〉	

支援を行う事務所を追加する。(太枠内に追加する事務所を記載すること。)

〈ふりがな〉 支援を行う事務所の 名称	
〈英略表記〉	
〈ふりがな〉 支援を行う事務所の 所在地	〒 — (電話 — —)
〈英略表記〉	

5 支援業務の内容及び実施方法

(注) 以下のいずれかにチェックマークを付すこと。

- 任意の支援を「有」から「無」に変更する。
- 任意の支援を「無」から「有」に変更する。(太枠内に任意の支援の内容を記載すること。)

任意の支援の内容

6 支援業務を開始する予定年月日

(注) 開始業務時に申請時に記載した予定年月日に実施業務を開始しない場合に記載すること。

	変更前	変更後
予定年月日	年 月 日	年 月 日

7 特定技能外国人からの相談に応じる体制の概要

(注) 以下のいずれかにチェックマークを付すこと。

- 対応可能言語を削除する。(太枠内で削除する言語を選択すること。)

削除する対応可能言語
<input type="checkbox"/> アラビア語 <input type="checkbox"/> イタリア語 <input type="checkbox"/> インドネシア語 <input type="checkbox"/> インド語 <input type="checkbox"/> クアライナ語 <input type="checkbox"/> クズベク語 <input type="checkbox"/> クルド語 <input type="checkbox"/> カンボジア語 <input type="checkbox"/> カムボジア語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> セブアン語 <input type="checkbox"/> ソンタ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> パンダラダシュ語 <input type="checkbox"/> パキスタン語 <input type="checkbox"/> パンパンガ語 <input type="checkbox"/> ヒンディー語 <input type="checkbox"/> ビネヤ語 <input type="checkbox"/> ビルマ語 <input type="checkbox"/> フィリピン語 <input type="checkbox"/> フランス語 <input type="checkbox"/> ブータン語 <input type="checkbox"/> ベトナム語 <input type="checkbox"/> ベンガル語 <input type="checkbox"/> ベルシャ語 <input type="checkbox"/> ベル語 <input type="checkbox"/> ボルトガル語 <input type="checkbox"/> マラケシュ語 <input type="checkbox"/> マラヤラム語 <input type="checkbox"/> マレー語 <input type="checkbox"/> ミャンマー語 <input type="checkbox"/> モンゴル語 <input type="checkbox"/> クオオス語 <input type="checkbox"/> ロシア語 <input type="checkbox"/> 上海語 <input type="checkbox"/> 中国語 <input type="checkbox"/> 北京語 <input type="checkbox"/> 台湾語 <input type="checkbox"/> 広東語 <input type="checkbox"/> 英語 <input type="checkbox"/> 韓国語 <input type="checkbox"/> その他()

- 対応可能言語を追加する。(太枠内で追加する言語を選択し、次ページの「相談対応に係る措置状況」欄に詳細を記載すること。)

追加する対応可能言語
<input type="checkbox"/> アラビア語 <input type="checkbox"/> イタリア語 <input type="checkbox"/> インドネシア語 <input type="checkbox"/> インド語 <input type="checkbox"/> クアライナ語 <input type="checkbox"/> クズベク語 <input type="checkbox"/> クルド語 <input type="checkbox"/> カンボジア語 <input type="checkbox"/> カムボジア語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> セブアン語 <input type="checkbox"/> ソンタ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> タイ語 <input type="checkbox"/> パンダラダシュ語 <input type="checkbox"/> パキスタン語 <input type="checkbox"/> パンパンガ語 <input type="checkbox"/> ヒンディー語 <input type="checkbox"/> ビネヤ語 <input type="checkbox"/> ビルマ語 <input type="checkbox"/> フィリピン語 <input type="checkbox"/> フランス語 <input type="checkbox"/> ブータン語 <input type="checkbox"/> ベトナム語 <input type="checkbox"/> ベンガル語 <input type="checkbox"/> ベルシャ語 <input type="checkbox"/> ベル語 <input type="checkbox"/> ボルトガル語 <input type="checkbox"/> マラケシュ語 <input type="checkbox"/> マラヤラム語 <input type="checkbox"/> マレー語 <input type="checkbox"/> ミャンマー語 <input type="checkbox"/> モンゴル語 <input type="checkbox"/> クオオス語 <input type="checkbox"/> ロシア語 <input type="checkbox"/> 上海語 <input type="checkbox"/> 中国語 <input type="checkbox"/> 北京語 <input type="checkbox"/> 台湾語 <input type="checkbox"/> 広東語 <input type="checkbox"/> 英語 <input type="checkbox"/> 韓国語 <input type="checkbox"/> その他()

↓ 次ページへ

				<p>相談対応に係る措置状況（「<u>適応</u>する対応可能言語の全てについて記載すること。」）</p> <p>【注記】</p> <p>1. (1) 欄は、(1)～(4)欄を併く、対応可能な外国語について記載すること。</p> <p>2. (2) 欄は、(1) 欄の対応での対応可能な言語について、該当するものにチェックマークを付すこと。なお、括弧内は、対応可能な言語の氏名について記載すること。</p> <p>3. (3) 欄は、対応時間について確認の上、「以下のいずれにも対応」にチェックマークを付すこと。</p> <p>4. (4) 欄は、(3) 欄の対応時間以外で緊急な対応が必要な場合の対応方法について記載すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(1) 対応可能言語</th> <th>語</th> <th>語</th> <th>語</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">(2) 対応方法</td> <td><input type="checkbox"/> 登録支援機関職員 ()</td> <td><input type="checkbox"/> 登録支援機関職員 ()</td> <td><input type="checkbox"/> 登録支援機関職員 ()</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 通訳人委託 ()</td> <td><input type="checkbox"/> 通訳人委託 ()</td> <td><input type="checkbox"/> 通訳人委託 ()</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ()</td> <td><input type="checkbox"/> その他 ()</td> <td><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 以下のいずれにも対応</td> <td><input type="checkbox"/> 以下のいずれにも対応</td> <td><input type="checkbox"/> 以下のいずれにも対応</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 対応時間</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上）に対応 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上）に対応 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上）に対応 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応 </td> </tr> <tr> <td>(4) 緊急時の対応</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(1) 対応可能言語	語	語	語	(2) 対応方法	<input type="checkbox"/> 登録支援機関職員 ()	<input type="checkbox"/> 登録支援機関職員 ()	<input type="checkbox"/> 登録支援機関職員 ()	<input type="checkbox"/> 通訳人委託 ()	<input type="checkbox"/> 通訳人委託 ()	<input type="checkbox"/> 通訳人委託 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 以下のいずれにも対応	<input type="checkbox"/> 以下のいずれにも対応	<input type="checkbox"/> 以下のいずれにも対応	(3) 対応時間	<ul style="list-style-type: none"> 特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上）に対応 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応 	<ul style="list-style-type: none"> 特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上）に対応 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応 	<ul style="list-style-type: none"> 特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上）に対応 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応 	(4) 緊急時の対応		
(1) 対応可能言語	語	語	語																									
(2) 対応方法	<input type="checkbox"/> 登録支援機関職員 ()	<input type="checkbox"/> 登録支援機関職員 ()	<input type="checkbox"/> 登録支援機関職員 ()																									
	<input type="checkbox"/> 通訳人委託 ()	<input type="checkbox"/> 通訳人委託 ()	<input type="checkbox"/> 通訳人委託 ()																									
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()																									
	<input type="checkbox"/> 以下のいずれにも対応	<input type="checkbox"/> 以下のいずれにも対応	<input type="checkbox"/> 以下のいずれにも対応																									
(3) 対応時間	<ul style="list-style-type: none"> 特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上）に対応 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応 	<ul style="list-style-type: none"> 特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上）に対応 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応 	<ul style="list-style-type: none"> 特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上）に対応 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応 																									
	(4) 緊急時の対応																											